

厚真町耐震改修促進計画（改訂）

令和5年3月

厚 真 町

厚真町耐震改修促進計画（改訂）

< 目 次 >

I 計画の目的等	
1. 計画の背景と目的	… 2
2. 計画の位置づけ	… 3
3. 計画の対象と期間	… 3
4. 計画の構成	… 4
II 想定される地震及び被害想定	
1. 過去の地震発生の状況	… 6
2. 想定される地震と被害想定	… 7
III 耐震化に係る現状と目標	
1. 住宅の耐震化の現状と目標	…10
2. 多数利用建築物の耐震化の現状と目標	…11
3. 前計画の進捗状況	…13
IV 耐震化促進に向けた基本方針	
1. 耐震化促進に向けた取組みの基本方針	…16
2. 耐震化促進の各主体の役割分担	…16
3. 施策再編の考え方と視点	…17
V 耐震化促進に向けた取組み	
1. 耐震化促進に向けた施策の体系	…20
2. 施策の展開方向	…21
VI 計画の推進方策	
1. 計画の推進方策	…26

I 計画の目的等

1. 計画の背景と目的

わが国では、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、耐震改修促進法という。）を制定しました。

北海道では、平成18年の耐震改修促進法の改正を受けて同年、「北海道耐震改修促進計画」を策定し、厚真町においては平成19年度に「厚真町耐震改修促進計画」を策定しました。

その後、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震などの大地震が頻発しており、本町においても平成30年9月に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」では最大震度7を観測するなど、これまで経験したことがない災害に見舞われています。今後、高い確率で発生が指摘されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な人的・建物被害が生じることが懸念されています。

また、北海道では平成28年5月に「北海道耐震改修促進計画」を見直し、さらに令和3年4月に同計画の見直しを図っています。

こうした状況を踏まえ、地震による被害の軽減を図り、町民の方々の安全で安心な生活を確保するため、住宅及び建築物の耐震化を計画的に推進することを目的とし、「厚真町耐震改修促進計画」を見直すものです。

また本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主に3つの目標達成に資するものであり、災害に対して建築物の倒壊等から人命を守り、脆弱性を軽減することなどを目指すこととします。



ターゲット（抜粋）
災害からの脆弱性を軽減する



ターゲット（抜粋）
災害による被害者数を大幅に削減する



ターゲット（抜粋）
自然災害に対する強靱性等を強化する

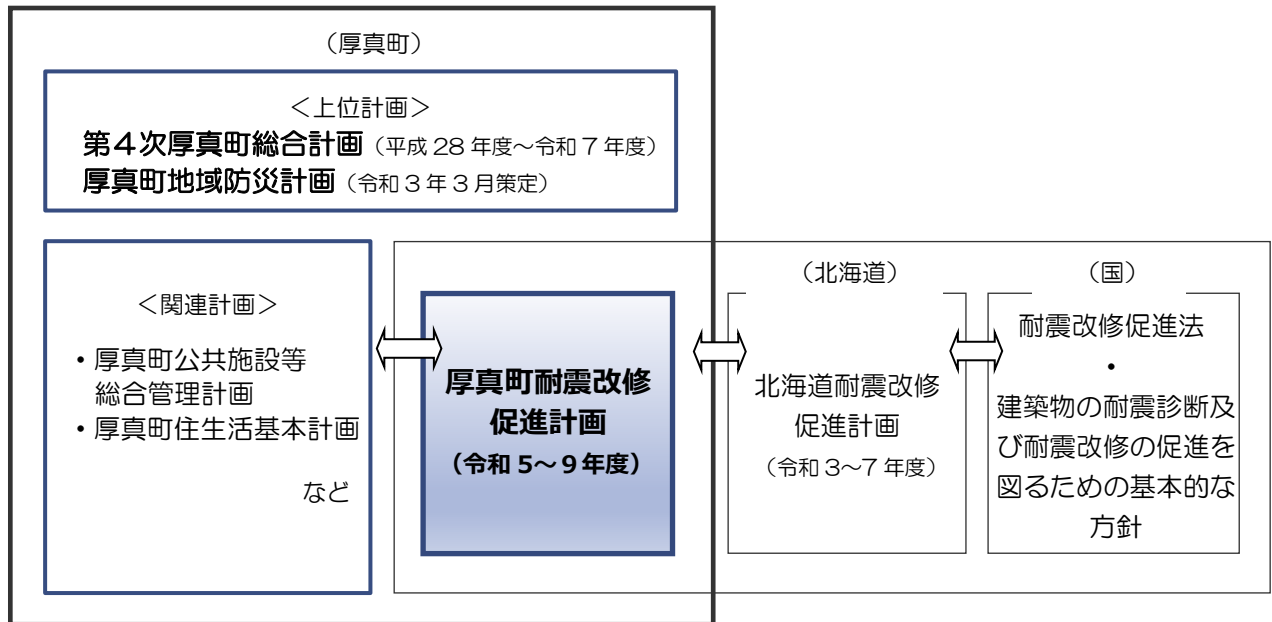
持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

（出典：外務省HP JAPAN SDGs Action Platform）

2. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法及び国による基本的な方針、及び北海道耐震改修促進計画に基づく計画です。本町においては第4次厚真町総合計画（強靱化計画を含む）及び厚真町地域防災計画を上位計画とし、策定にあたっては他の関連計画との整合を図り、連携・協調して計画を推進します。

＜計画の位置づけ＞



3. 計画の対象と期間

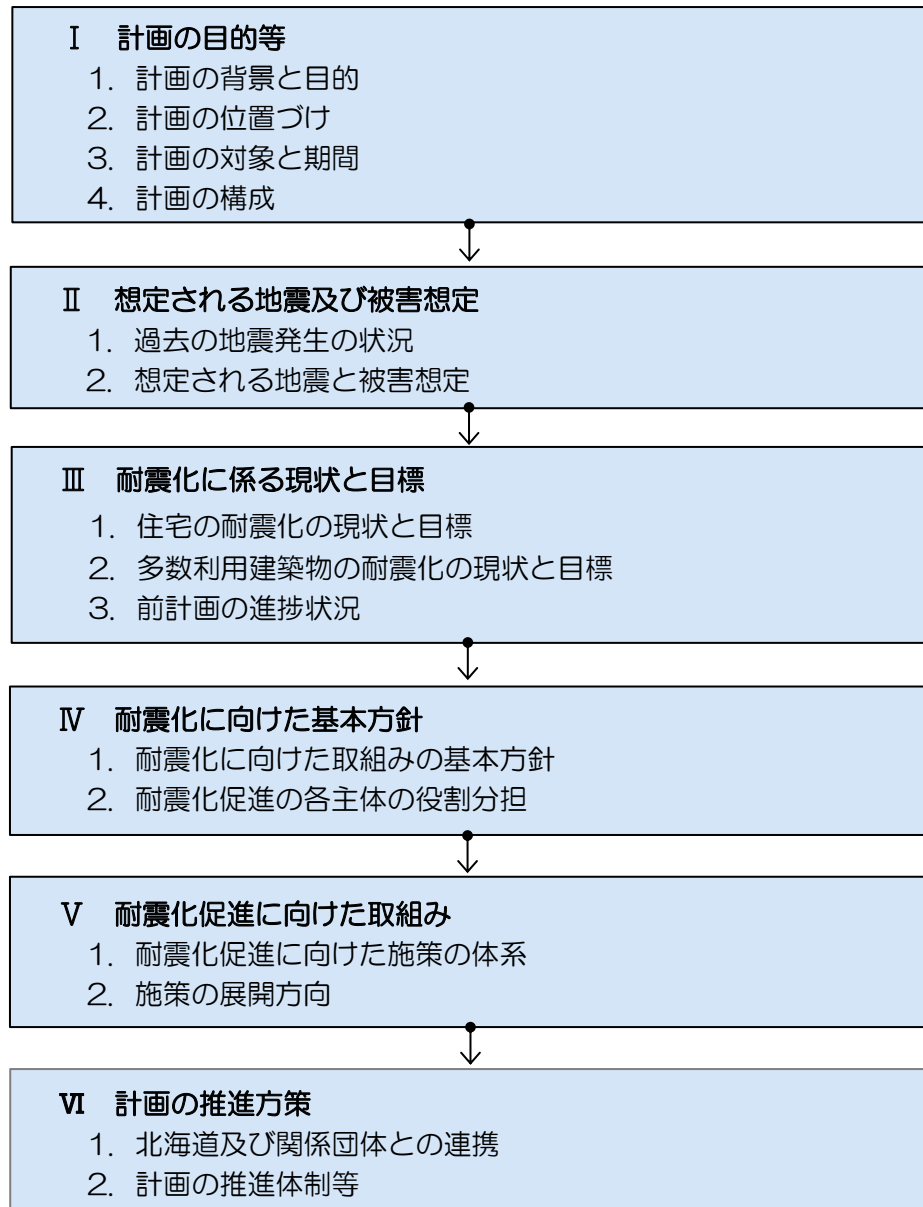
本計画の対象は、本町の全域とします。

また、計画期間は令和5年度～令和9年度の5年間とします。

4. 計画の構成

本計画は、本章を含む6章構成とします。

<計画の構成>



Ⅱ 想定される地震 及び被害想定

1. 過去の地震発生の状況

厚真町では平成元年以降、平成5年の釧路沖地震（震度4）、平成15年の十勝沖地震（震度5弱）が発生したほか、近年では平成30年北海道胆振東部地震（最大震度7）では甚大な被害を受けました。

＜平成元年以降に発生した厚真町の主な地震＞

年 月 日	震源・震度	主な被害
平成5年1月15日	釧路沖 震度4	住家一部破損1棟、非住半壊1棟、農業関連その他3件、道路5箇所、衛生施設1箇所、商工17箇所、学校2箇所
平成15年9月26日	十勝沖 震度5弱	住家一部破損13棟、農業関連その他19件、道路34箇所、衛生施設10箇所、商工12箇所、学校4箇所、社会教育5箇所、社会福祉2箇所、その他30箇所
平成30年9月6日	胆振東部 震度7	死者37名（災害関連死含む）、負傷者61名（軽症） 建物被害： 住家1,647棟（全壊233、大規模半壊70、半壊262、一部破損1,082） 道路： 高規格道路路面破損、道道4路線土砂崩れ及び橋梁破損2路線、町道25路線土砂崩れ等 鉄道： JR日高線・軌道変移、橋梁桁ずれ 電気： 全町で停電 断水： 1,941戸（富里浄水場破損、水道管破裂） 地域情報通信網： 光通信ケーブル断線 テレビ共聴施設： あつまネット29戸、テレビ共聴62戸不通 農業： 農地94箇所（154.7ha）、農業用施設69箇所、農業機械・施設183戸、共同利用施設8箇所 国営勇払東部地区かんがい排水事業： 厚真ダム頭首工1箇所、揚水機1箇所、導水路18.2km 林業： 大規模な山腹崩壊による林地・林道の破壊（林道3路線、森林3,230ha）
平成31年2月21日	胆振中東部 震度6弱	負傷者1名（軽症）、断水111戸（厚真地区）

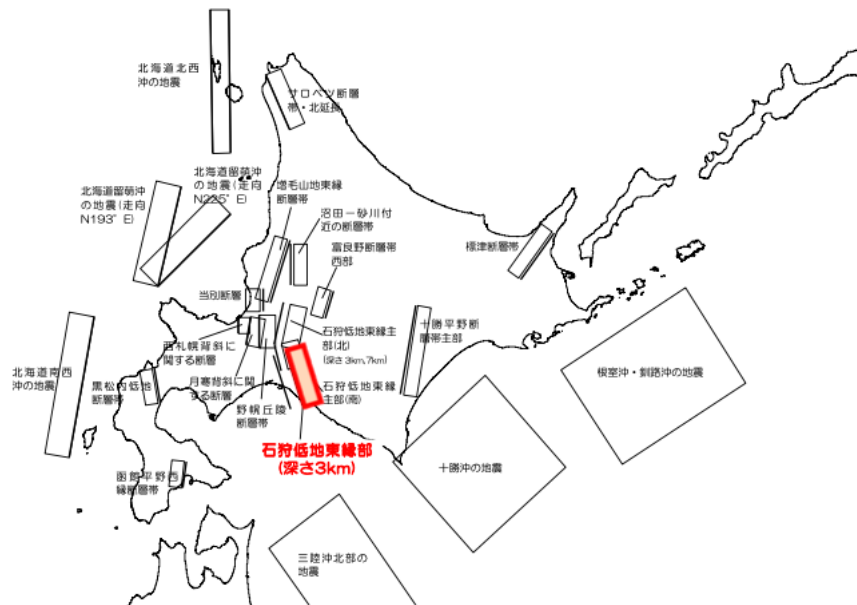
「北海道地域防災計画」（令和3年4月）では、北海道に被害を及ぼす可能性のある地震として、海域で発生する海溝型（プレート境界）と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別し、合わせて30の地震を想定しています。

また、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」は、令和2年4月に、北海道から岩手県沖以北の太平洋沖の最大クラスの地震・津波断層モデルの検討結果を公表しました。推計された震度分布では、北海道の太平洋側の広い範囲で強い揺れが推定されており、道東の一部では震度7に及ぶとされているほか、日本海側における地震など、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、住宅や建築物の耐震化は、重要かつ緊急的な課題として、その促進に向けた積極的な取り組みが必要です。

2. 想定される地震と被害想定

「北海道地域防災計画」では30の地震を想定しており、各総合振興局管内で地震に係る被害想定調査を行なっているほか、各市町村における建物・火災・人的被害についても被害想定を行なっています。同計画による被害想定は、最も人的被害が最大となる被害を想定しており、その想定は下記の通りとなっています。

＜厚真町において人的被害が最大になる想定地震＞



＜厚真町において人的被害が最大になる想定地震の主な被害想定＞

＊35.石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_5の地震）/北海道

- ① 地震動：震度 6.9（最大）
- ② 急傾斜地崩壊危険度：22 箇所
- ③ 建物被害：全壊棟数=653 棟、半壊棟数=844 棟
- ④ 火災被害：焼失棟数=1 棟
- ⑤ 人的被害：死者数=7 人、重軽傷者数=84 人
- ⑥ ライフライン被害：
 - ・上水道被害：618 箇所、1,842 世帯
 - ・下水道被害：5.5km、195 世帯
- ⑦ 交通施設被害：
 - ・主要な道路被害：10 箇所、その他の道路被害：63 箇所
 - ・橋梁被害：不通箇所数 7 箇所（うち 15m 以上=2 箇所）

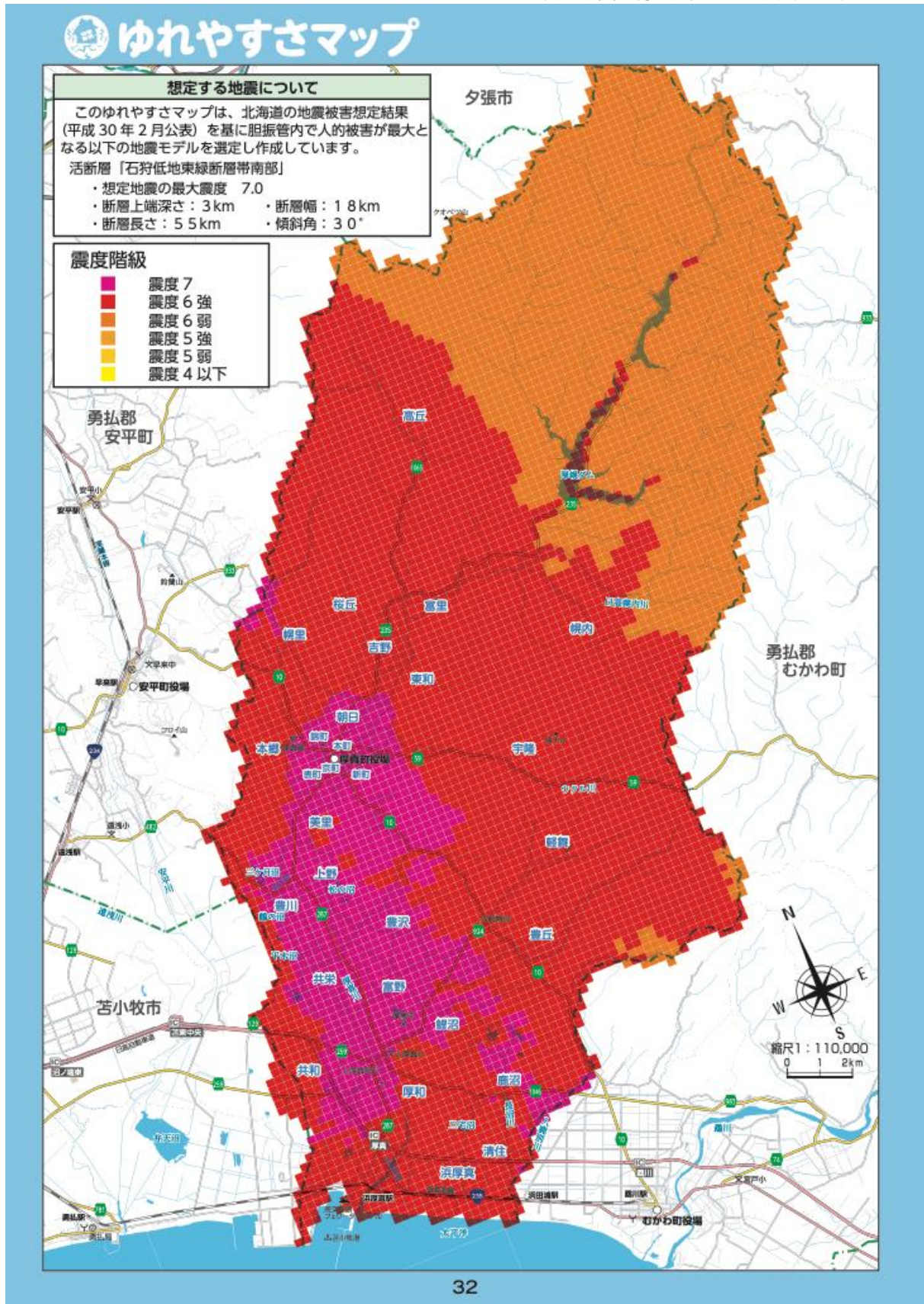
●被害想定条件設定：冬季の早朝 5 時。積雪の影響があり、住宅内で最も人がいる。→人的被害が最大

出典（抜粋）：いずれも、「地震被害想定調査結果報告書」/北海道/平成 30 年 2 月公表

<厚真町において人的被害が最大となる地震モデルの「ゆれやすさマップ」>

平成 28 年度地震被害想定調査結果（平成 30 年 2 月公表）/北海道

*出典：厚真町総合防災マップ/令和 4 年 3 月発行



Ⅲ 耐震化に係る 現状と目標

1. 住宅の耐震化の現状と目標

厚真町の住宅は、現在2,289戸（家屋課税台帳ベース）となっており、うち1,851戸が新耐震基準（昭和56年）を満たしているものと推計され、耐震化率は80.9%となっています。

前計画の推計値は、総戸数2,435戸に対し、耐震性を有する戸数が1,725戸と推計しており、耐震化率は70.8%であったため、耐震化率は約10.1%向上しています。なお、このうち町営住宅等の耐震化率は98.7%→100%となり、耐震化対策が完了しています。

＜厚真町の住宅耐震化率の推計＞

住宅構造	全戸数 ①	平成12年6月1日 以降の住宅戸数 ②	昭和56年6月1日 以降の住宅戸数 ②'	昭和56年5月31日 以前の住宅戸数 ③	③のうち 耐震性を 有する戸数 ④	耐震性を有して いない戸数	耐震性を 有する住宅戸数 ⑥=②'+④	耐震化率 ⑦=⑥/①
町営住宅等	440	286	101	53	53	0	440	100.0%
民間住宅	1849	530	581	738	300	438	1411	76.3%
木造戸建住宅	1645	474	517	654	225	429	1216	73.9%
共同住宅等	47	21	17	9	8	1	46	97.9%
その他の住宅	157	35	47	75	67	8	149	94.7%
合計	2289	816	682	791	353	438	1851	80.9%

※1 町営住宅等

「町営住宅」、「教員住宅」、「定住促進住宅」「職員住宅」「町有住宅」等を表します。

※2 共同住宅等

「長屋建」、「共同住宅」等を表します。

※3 その他の住宅

非木造の住宅等を表します。

※4 昭和56年5月以前の建築戸数のうち耐震性能を有する戸数

民間住宅と町営住宅等の木造戸建住宅については「道内の既存木造住宅における耐震性能の推計に関する研究業務」による論文の推計値を用い、旧耐震基準の住宅のうち木造戸建住宅は34.4%が耐震性を有することとしています。また、共同住宅等その他の住宅は北海道の調査実施を基とした推移値（H19手引き）を用い、89%が耐震性を有することとしています。

【参考資料】

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 建築研究本部

：道内の既存木造住宅における耐震性能の推計に関する研究業務（平成31年3月）

前回計画目標の耐震化率90%には至りませんでした。10.1%の増加がみられました。耐震改修に係る施策の見直しを進め、今後とも耐震化の推進を図っていく必要があります。

なお、北海道耐震改修促進計画においては、令和7年度の住宅耐震化率の目標を少なくとも95%としており、令和12年度までには概ね解消を目指しています。

こうしたことから、厚真町における令和9年度の住宅の耐震化率は95%（前回90%）を目指し、耐震改修の推進とともに、解体・建替や新築など移住定住の諸施策とも連携した取り組みを進めていきます。

令和9年度 住宅の耐震化率の目標：耐震化率95%

2. 多数利用建築物等の耐震化の現状と目標

「多数利用建築物」とは、耐震改修促進法14条第1項に掲げる、多数の者が利用する一定規模以上の建築物（以下、多数利用建築物という）で現在、本町には28件あり、うち公共施設が10件ですが、全てが耐震化済みとなっています。

また、民間の多数利用建築物は18件で、このうち7件の新耐震基準以前の建築物ですが、全て耐震性を有しており、耐震化率100%が達成されています。

「耐震診断義務付け対象建築物」については、中央小学校校舎（3階建・3,965㎡）のみで、平成11年に改築されており耐震性を有しています。

<多数利用建築物・耐震診断義務付け対象建築物の一覧>

建築物の用途・種類	多数利用建築物 (耐震改修促進法第14条)		耐震診断義務付け対象建築物 (耐震改修促進法附則第3条)	
	条件	件数	条件	件数
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	0	階数2以上かつ 1,500㎡以上	0
小学校等 (小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校)	階数2以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)	5	階数2以上かつ 3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)	1
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	1	階数2以上かつ 5,000㎡以上	0
病院、診療所	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0	階数3以上かつ 5,000㎡以上	0
劇場、観覧場、映画館、演芸場		0		0
集会場、公会堂		0		0
展示場		0		0
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		0		0
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		0		0
ホテル、旅館		0		0
博物館、美術館、図書館		0		0
遊技場		0		0
公衆浴場		0		0
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		0		0
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		0		0
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		0		0
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		0		0
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		0		0
計		0		0
学校(上記以外の学校)	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0		
卸売市場		0		
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿		6		
事務所		3		
工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く)		11		
計		20		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 1,000㎡以上	2	階数1以上かつ 5,000㎡以上	0
合 計		28		1

＜多数利用建築物（公民所有別）の耐震化状況＞

住宅構造	全棟数 ①	平成12年6月1日 以降の建築物棟数 ②	昭和56年6月1日 以降の建築物棟数 ②'	昭和56年5月31日 以前の建築物棟数 ③	③のうち、耐震性を 有する棟数 ④	耐震性を 有さない棟数 ⑤	耐震性を 有する建築物棟数 ⑥=②+②'+④	耐震化率 ⑦=⑥/①
民間建築物	18	5	6	7	7	0	18	100.0%
町有建築物	10	2	6	2	2	0	10	100.0%
合 計	28	7	12	9	9	0	28	100.0%

前回計画の目標は、平成19年度で公共施設の耐震化率が75.7%で、公共施設耐震化の目標は耐震化率90%になっていましたが、役場庁舎・除雪センターを除く全てが耐震化済み（152/154棟=耐震化率98.7%）となっています。

現在、検討中の「厚真町庁舎周辺等整備計画」の事業スケジュールでは、新役場庁舎は令和7年度竣工予定となっており、また除雪センターも令和5年度以降に耐震診断・耐震改修を実施する予定です。これによって本計画期間内に、公共施設の耐震化率100%となる見込みとなっています。

このため、公共施設の耐震化の目標については、新しい役場庁舎ほか1施設の改築・耐震改修を持って、耐震化率100%を達成することとします。また、公共施設については今後とも、耐震性を維持するための点検・適切な修繕等、適切な維持管理に努めることとします。

また、北海道耐震改修促進計画においては、令和7年度の多数利用建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標を「概ね解消」としています。

厚真町においては、「多数利用建築物（28件）」「耐震診断義務付け対象建築物（1件）」については耐震化率100%を達成しています。このため計画目標については、耐震性を維持するための点検・修繕等により、適切な維持管理に努めることとし、民間施設については今後の劣化等について、必要に応じて相談・誘導・支援等を講じます。

＜令和9年度 公共施設の耐震化の目標＞

- 1) 耐震化率 100%（令和 8 年達成予定）
- 2) 適切な維持管理による耐震性の保持

＜令和9年度 多数利用建築物の耐震化の目標＞

- 1) 耐震化率 100%の維持
- 2) 適切な維持管理による耐震性の保持

3. 前計画の進捗状況

平成19年度に策定された「厚真町耐震改修促進計画」（前計画）では基本理念を、「地震に強い住宅・建築物の確保による安全で心地よい暮らしの実現」とし、2つの基本目標と、3つの基本施策を掲げています。

<前計画の基本目標と施策の体系>

基本目標1 耐震性を有する住宅・建築物の整備促進

基本施策1 耐震診断・改修促進に向けた環境整備（6施策）

基本施策2 町民への啓発・知識の普及（4施策）

基本目標2 公共による地震に強いまちづくりの推進

基本施策3 公共による地震に強いまちづくりの推進（2施策）

前計画施策の進捗状況と評価は、次頁の一覧に示す通りです。
また計画進捗の概要は、以下の通りに整理されます。

◆目標達成の進捗状況

住宅の耐震化率の目標：平成27年度90%→令和4年度80.9%（未達成）
公共施設の耐震化の目標：平成27年度90%→令和4年度98.7%（達成）

耐震化は着実な推進をしているものの、民間住宅についての耐震化対策の強化が必要です。

◆基本施策1の進捗状況と課題

「耐震診断・改修促進に向けた環境整備」の諸施策は、制度・体制を整え、普及啓発を推進しています。一方、耐震診断・改修の支援制度の活用（g）など、制度利用の実績が芳しくないものがあることから、制度の周知促進や使い勝手のよい制度への改善・強化等の検討が必要とされています。

◆基本施策2の進捗状況と課題

「町民への啓発・知識の普及」については、平成4年度に発行された「厚真町総合防災マップ」等の普及啓発ツールの作成と周知によって一定程度、浸透が図られてきました。また自治会への説明会開催など地域連携も実施中で、継続的な施策の展開が必要です。

◆基本施策3の進捗状況と課題

「公共による地震に強いまちづくりの推進」では、着実な耐震化が進められ、公共施設の耐震化率が大幅に上昇（75.7%→98.7%）しました。今後は、令和8年予定の新しい役場庁舎の竣工、ほか計画期間内に除雪センターへの対処を持って耐震化率100%を達成します。以降は公共施設の適切な維持管理を継続的に実施していくことが求められます。

また、まちづくりの面からは現在、役場周辺エリアにおいて、令和9年度目標に「公共施設の耐震化」「災害に強い一体的なまちづくり」の実現化が進行しており、安全安心のまちづくりを着実に推進することが必要です。

＜厚真町耐震改修促進計画（平成 20 年3月策定）の計画進捗及び評価＞

（１）基本理念

“地震に強い住宅・建築物の確保による安全で心地よい暮らしの実現”

＜耐震化の数値目標＞（計画期間：平成20年度-平成27年度）

平成20年度の状況	
住宅	公共施設
70.8%	75.7%

→

耐震化の目標（平成27年度）	
住宅	公共施設
90.0%	90.0%

→

厚真町の現在 耐震化率（令和4年度）	
住宅	公共施設
80.9%	98.7%

*住宅は平成20年度に対して10.1%増加

道計画の目標

耐震化の目標（令和7年度）	
住宅	公共施設
95.0%	100.0%

*令和12年度には、いずれも「おおむね解消」

◆目標の達成状況：公共施設については目標90%超えを達成。住宅は10.1%増ながら、8割と目標90%は未達成。

（２）基本目標

＜基本目標 1 耐震性を有する住宅・建築物の整備促進＞

基本施策 1：耐震診断・改修促進に向けた環境整備

＜施策の展開方針-1＞

1)	耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備	a.耐震診断・改修等に係わる相談窓口の整備
		b.福祉部局と連携した相談体制の整備
2)	耐震診断・耐震改修等に係わる情報提供の充実	c.耐震診断・改修等に係わる情報提供（広報誌を活用した耐震改修ニュースなど）
		d.町のホームページ内に耐震診断に関する情報を提供（リンク集など）
3)	耐震診断・改修技術等講習会の紹介	e.耐震診断・改修技術講習会の紹介
		f.講習会受講技術者名簿の閲覧（北海道ホームページ）
4)	耐震診断・改修促進のための所有者等への支援	g.国及び北海道の耐震改修促進に関する助成制度と連動した住宅の耐震診断改修費用助成制度の創設
		h.町職員の研修による町の無料診断実施への取組みの検討
5)	地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化の促進	i.北海道と連携した緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化促進
6)	地震時の総合的な建築物の安全対策の推進	j.がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

→

a.相談窓口を建築住宅グループに設置し、直近5年間5件の相談対応を実施。
→ b.福祉部局と連携した相談体制を確立し、直近5年間でのべ2件の相談対応を実施。
→ c.毎年度、広報誌の周知を実施。ニュース発行は未実施。
→ d.町のホームページ内に耐震診断情報を掲示。
→ e.耐震診断・改修技術講習会の紹介は、案内文書等窓口に配置。耐震診断は町ホームページ・広報誌で周知。
→ f.北海道が公開している技術者名簿を紹介。利用者数は少ない。
→ g.非木造の耐震診断費補助、厚真町既存住宅耐震改修費補助金交付要綱を設置したが実績はなし。
→ h.町職員による無料耐震診断（木造）実施中（直近5年間5件）。 *（財）日本建築防災協会「一般診断法による診断の実務」を活用
→ i.緊急輸送路沿道には支障となる特定建築物は無し。
→ j.国補助助を財源とした移転事業を実施中（実績15件＊進行中を含む） ＊厚真町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（平成6年度施行）

＜施策評価-1＞＊令和4年度時点

施策評価

A	十分な成果があがっている
B	一定以上の成果が得られている
C	活用事例や効果は限定的
D	未実施。または成果が著しく低い。

基本施策 2：町民への啓発・知識の普及

＜施策の展開方針-2＞

1)	ゆれやすさマップの作成・公表	k.ゆれやすさマップの作成・公表
2)	住宅・建築物の地震防災対策ツールの作成・配布	l.リーフレット等を活用した所有者等への普及啓発・指導の強化
		m.パンフレット等普及啓発ツールの配布
3)	一般向けセミナー等の紹介	n.一般向けリフォームセミナー等の紹介
4)	自治会等との連携	o.地域防災計画による自主防災組織や自治会との連携

→

k.令和4年度に総合防災マップを作成・公表。 令和4年度に3つの自治会で防災勉強会、別途2回の勉強会を実施。継続中。
→ l.北海道で作成されたパンフレットを個別配布。相談窓口を設置（継続）。
→ m.令和4年度に総合防災マップを作成・公表。この他、補助事業制度を含め町ホームページ・広報誌で周知。
→ n.北海道等が主催する一般向けリフォームセミナー等の紹介、広報誌等で周知。
→ o.地域防災計画による自主防災組織や自治会と連携。連絡調整会議を適宜実施のほか、防災勉強会の実施。

＜施策評価-2＞＊令和4年度時点

＜基本目標 2 公共による地震に強いまちづくりの推進＞

基本施策 3：公共による地震に強いまちづくりの推進

＜施策の展開方針-3＞

1)	公共建築物の計画的な耐震化の促進	p.公共住宅の耐震診断の実施、建替や必要な修繕の実施
		q.スポーツセンター、総合福祉センターは平成20年に耐震診断を実施し、耐震改修を実施
		r.防災計画避難施設のうち、厚南会館等の耐震診断・耐震改修の実施
		s.不特定多数が使用する大規模施設として児童会館の耐震診断を実施、必要に応じて耐震改修を実施
2)	所管行政庁との連携	t.重要施設として上厚真浄水場、消防庁舎、役場、厚真町共同野菜集荷貯蔵施設、除雪センターの耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施。
		u.特定建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁と町のとの連携）
		v.建築基準法による勧告または命令 □特定建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁と町の連携） □「（仮称）全道建築物等地震協議会」と連携した各種施策の推進

→

p.公共住宅の耐震診断の実施完了。 修繕・改善・建替等については、公営住宅等は「厚真町公営住宅等長寿命化計画」（令和2年度改定）、その他は「公共施設等総合管理計画個別計画」（平成29年度策定）に基づき適切に管理。
→ q.スポーツセンター、総合福祉センターは平成20年度に耐震診断を実施。平成21-23年度に耐震改修を実施。
→ r.防災計画避難施設のうち、厚南会館等の耐震診断令和20～21年度に実施（耐震改修の必要なし）。
→ s.児童会館の耐震診断を平成21年度に、耐震改修を平成23年度に実施。
→ t.平成21年度に上厚真浄水場、消防庁舎の耐震診断を実施。 診断の結果、消防庁舎は平成24年度に耐震改修済み。（浄水場は耐震改修の必要なし） 消防庁舎は令和7年度からの改築に向け準備中。 役場庁舎は平成17年度に耐震診断を実施。令和6年度からの改築に向け準備中。 除雪センターは令和5年度（仮）に耐震診断し順次、耐震改修を予定。 ＊厚真町共同野菜集荷貯蔵施設は、JAへ財産移転。
→ u.該当する特定建築物なし。所管行政庁と町のとの連携による指導体制は保持。
→ v.建築基準法による勧告または命令 □特定建築物の該当なし □「全道住宅建築物耐震改修促進会議」と連携した各種施策の推進予定

＜施策評価-3＞＊令和4年度時点

■計画の進捗評価と課題（概要）

- ① 耐震化は着実に推進。住宅についての耐震化対策の強化が必要。
- ② 基本施策 1 の「耐震診断・改修促進に向けた環境整備」の諸施策は、制度・体制を整え、普及啓発を推進しているが、耐震診断・改修の支援制度の活用（g）など、強化が必要な施策がみられる。
- ③ 基本施策 2 の「町民への啓発・知識の普及」については、普及啓発ツールの作成と周知によって、浸透が一定程度図られてきている。勉強会の開催など、地域連携も展開中。
- ④ 基本施策 3 の「公共による地震に強いまちづくりの推進」では着実な耐震化の推進を進め、現在、役場周辺整備において令和9年度目標に「公共施設の耐震化」「災害に強い一体的なまちづくり」の実現化が進行中。

Ⅳ 耐震化促進に向けた 基本方針

1. 耐震化促進に向けた取組みの基本方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、所有者が地震防災対策を自らの問題として捉えるとともに、「地域の問題」としても意識し、耐震化に取り組む姿勢が大切です。

このため、厚真町は公共施設の耐震化を率先して強化・維持していくとともに、民間施設の耐震化をできるだけ支援していく必要があります。所有者が耐震化に取り組みやすいよう支援等の環境整備や、耐震化を図るための普及啓発に努めます。

また、耐震化の促進による安全安心のまちづくりは、所有者・建設関連事業者・厚真町の3者が役割分担し、「地域ぐるみ」で取組みを推進することとします。

2. 耐震化促進の各主体の役割分担

厚真町における住宅・建築物の耐震改修を推進していくためには、（１）住宅や建築物の所有者、（２）建築関連事業者、（３）厚真町、3者の理解と協力による役割分担が不可欠となります。ここでは耐震化の促進に向けた3者の役割を示します。

（１）所有者の役割

住宅・建築物は、住民の生活基盤であるとともに、企業等の経済活動の基盤でもあります。所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるるとともに、隣接する道路や建築物に及ぼす倒壊等の被害の抑制といった、都市機能の保持にも影響することを認識する必要があります。このため、所有者は自ら住宅・建物の安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

（２）建設関連事業者の役割

建設関連事業者は、住宅・建築物の耐震性を確保することが人命に関わることを認識し、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の建設、改修、維持管理に努めるものとします。

（３）厚真町の役割

町民の安全安心な生活環境を確保するため、相談体制の構築や情報提供の充実など、安心して耐震診断や耐震改修を行える環境整備を行います。また、地震による住宅・建築物の安全性の向上に関する普及啓発・知識の普及に取り組めます。

また、本町の公共施設の耐震化率100%近く（98.7%）、概ね達成していることから、今後、老朽化の進展が見込まれる公共施設については、適切な維持管理に取り組めます。また今後整備が予定されている役場周辺の公共施設群は、施設の耐震化はもちろん、安全安心で総合的に災害に強いエリアづくりを進めます。

同時に、厚真町の都市計画及び防災計画等との連携を図り、合わせて地域コミュニティと協働しながら、耐震化の推進に向けた計画的・総合的な施策展開を進めます。

3. 施策再編の考え方と視点

厚真町においては、公共施設の耐震化が大幅に推進され、今後も「厚真町庁舎周辺整備」（令和4～9年度予定）において、「安全安心なまちづくり」が推進されます。このため、公共施設（住宅を含む）の耐震化は、その視点の重きを「適切な維持管理」に移行することとなります。

一方、民間の住宅の耐震化は一定の増加が図られてきたものの、約8割の耐震化率となっており、更なる推進が必要です。引き続き普及啓発に努めるとともに、効果的な制度・体制・運用の検討が必要となります。

令和3年度に改定された「北海道耐震改修促進計画」では、新たな施策として以下の2施策が追加されています。

<北海道耐震改修促進計画/令和3年4月改定>

（1.住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及）

1-③ 地域における耐震化の取組みの推進【新規】

（抜粋）地域に根ざした専門家、町内会、自主防災組織、特定非営利活動法人（NPO）等との連携を図り、地域単位の幅広い取組みを支援。

（2.耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備）

2-② 住宅の建替・除却等の推進【新規】

（要約）旧耐震基準で建築された住宅は40年以上が経過し、住宅自体の老朽化により、耐震改修の費用が高額化。住宅の建替促進、サービス付き高齢者住宅等への住替えに伴う既存住宅の除却の促進。

このように計画の進捗や新たな対応策を踏まえ、従来計画の施策を継続・統合・新規追加等により、従前の2方針・3施策を再編し、新たな施策の体系に構築することとします。

<施策再編の考え方と視点>

- ① 公共施設の耐震化は、耐震化推進から適切な維持管理へ
- ② 民間住宅の耐震化の推進は、効果的な方策を導入
- ③ 住宅の建替・除却の推進は既存施策を強化し、移住定住や空き家施策等と連携
- ④ 耐震化への取組みを、所有者個別のみならず、地域単位の幅広い取組みへ
- ⑤ 個別施設とともに、安全安心なエリアやまちづくりへの展開

V 耐震化促進に向けた 取組み

1. 耐震化促進に向けた施策の体系

本町における住宅・建築物の耐震化目標の達成に向け、次の2つの基本方針を設定し、12の施策で体系を構築します。

＜耐震化促進に向けた施策の新たな体系＞

（１） 耐震診断・改修促進に向けた支援や環境整備

- 1) 耐震診断及び改修等に係わる相談体制の整備（継続・強化）
- 2) 耐震化促進のための所有者支援（継続・強化）
- 3) 公共施設の耐震化の完了と維持管理（継続）
- 4) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化の促進（継続）
- 5) がけ地近接地等危険住宅移転事業の推進（強化）
- 6) その他、地震時の安全対策の推進（継続）
- 7) 住宅の住替・除却等の促進（新規）

（２） 安全性の向上に関する啓発、知識の普及

- 1) 厚真町総合防災マップの作成及び周知（継続）
- 2) 耐震化の普及啓発パンフレット等の作成及び周知（継続）
- 3) 一般向け耐震化・リフォームセミナー等の普及啓発（継続）
- 4) リフォームに合わせた耐震改修の普及啓発（継続・強化）
- 5) 自治会や学校等との地域連携による普及啓発・取組み（継続・強化）

施策推進にあたっては、国・道の住宅・建築物耐震改修事業等の活用し、庁内や地域と連携を図りながら、効果的・効率的な施策を展開します。

2. 施策の展開方向

(1) 耐震診断・改修促進に向けた支援や環境整備

「耐震診断・改修促進に向けた支援や環境整備」においては、前計画からの継続・強化・新規を含め、7つの推進施策を展開します。

1) 耐震診断及び改修等に係わる相談体制の整備（継続・強化）

① 安心して相談できる体制（継続・強化）

・厚真町では、住宅相談窓口（耐震診断及び改修相談を含む・建築住宅グループ）を設置しており、技術的手法や支援制度活用などの面から、耐震化に向けた取組み支援を実施しています。引き続き、わかりやすく丁寧な対応を工夫してくとともに、関係機関との意見交換や技術研修を通して耐震化の専門知識を有する職員の育成を図ります。

② 耐震化の普及に向けた技術者講習会の周知

・町内の建築設計や施工に関わる事業者が、耐震改修の技術的な相談に応じていけるよう、各種講習会を効果的に周知し、受講を奨励するとともに、北海道が公表している専門技術者名簿への登録啓発に努めます。

2) 耐震化促進のための所有者支援（継続・強化）

① 耐震診断・改修費用の補助制度の利用促進（強化）

・既存の耐震診断・改修費用の補助制度は、基本的な補助率、上限の引き上げ等について、支援強化する検討を進めます。また、空き家対策・移住定住施策との施策連携を図り、リフォーム補助制度等との組合せによる相談を実施します。また、施策調整により効果的な制度統合等についても検討していきます。

・こうした支援制度は引き続き、広報やHP・窓口相談での紹介・啓発パンフレットの作成等による周知の拡大に努めます。

② 税制上の優遇制度の情報提供（継続）

・平成18年の税制改正に伴い「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」が創設され、このうち「固定資産税の減免措置」及び「所得税額の特別控除」については、「昭和57年1月1日」以前に建築された住宅等の耐震改修を実施した個人及び法人が受けることができることから、その措置に関する情報提供に努めていきます。

③ 木造戸建住宅の簡易耐震診断の促進（継続）

・木造戸建住宅については、現在行っている北海道及び町による簡易耐震診断（無料）を継続して実施し、相談対応と合わせて耐震改修の促進を図ります。

3) 公共施設の耐震化の完了と維持管理（継続）

① 役場庁舎の改築による公共施設の耐震化率100%の実現

・役場町は令和7年度に改築が完了（予定）し、「人が集まりつながる」「まちの安全安心を支える」ことを目標にした、厚真町庁舎等整備の一環として耐震化を図り、計画期間内に公共施設の耐震化率100%を達成します。

② 適切な維持管理による公共施設の耐震化の保持

- ・厚真町の公共施設の耐震化は、定期的な点検・データ管理を通じ、「予防保全」による計画的な修繕・改善を進め、耐震性の保持に努めていきます。

4) 地震時に通行を確保すべき道路沿道施設の耐震性の保持（継続）

① 地震時に通行を確保する道路ネットワークの強化と安全確保

- ・地震時に通行を確保する道路は、災害復旧・復興計画に基づく施設整備の進展に伴い、厚真町が本計画に位置づける道路ネットワークの強化・見直しを行います。
- ・現在、地震時に通行を確保する道路の沿道施設には、倒壊等により通行に支障を及ぼす建築物はありませんが、適切な維持管理を実施し、沿道施設の耐震性の保持により地震時の通行を確保します。

＜厚真町が地震時に通行を確保する道路＞

I 北海道耐震改修促進計画に指定される厚真町内にある緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路：道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

第2次緊急輸送道路：第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

第3次緊急輸送道路：第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

II 厚真町耐震改修促進計画に位置づける、地震時に通行を確保する道路

厚真町地域防災計画に指定される指定避難所及び各地区集会施設を連絡する道路

5) がけ地近接地等危険住宅移転事業の推進（強化）

① がけ地近接地等危険住宅移転事業の推進（強化）

- ・本町における「北海道が条例で建築を制限している区域」「北海道知事が指定した土砂災害特別警戒区域」等において、これまで進めてきた「がけ地近接等危険住宅移転事業」（対象総数は47件。移転等対応済みは35件（ $35/47$ =約74%）、未対応は12件）を継続し、移転等の推進を強化・加速します。相談・制度活用・手続き支援等を手厚く継続し、該当する案件について安全安心の早急な確保に努めます。

6) その他、地震時の安全対策の推進（継続）

地震時においては住宅・建築物の崩壊のほか、非構造部材等の落下などによる人的被害が発生しうることから、耐震化と合わせて地震時の総合的な建築物の安全対策を、適切な指導を含め推進します。

① 窓ガラス等の落下防止策

- ・市街地で主要道路に面する建築物の窓ガラス・外装材・屋外広告物等について、地震時に落下することがないように、必要に応じて所有者に安全対策の啓発を行います。

② 大規模空間の天井の脱落防止策

- ・厚真町では、体育館やホール等の大規模空間の天井が崩落することがないよう、国土交通省の基準等に基づき、町有施設の対策を実施済みで引き続き適切な維持管理を行います。
- ・また民間施設については建築基準法に基づき、所有者や管理者に対し安全対策の啓発に努めます。

③ エレベーター内の閉じ込め防止対策

- ・地震時にエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められる被害を防止します。このため町有施設については、建築基準法に基づく所有者による定期検査で、地震の初期震動を感知し最寄り階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置促進等の安全対策を実施していますが、引き続き適切な維持管理を行います。
- ・また民間施設については、所有者・管理者に対して地震時における閉じ込め事故防止等の安全対策の啓発に努めます。

④ ブロック塀等の倒壊防止対策

- ・自身によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等について所有者の適切な維持管理の啓発、点検補強の相談を行います。また新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守するなど安全性確保の必要性について、周知・啓発に努めます。

7) 住宅の建替・除却等の促進（新規）

- ・旧耐震基準の老朽化が著しいものは、リフォームと合わせての耐震改修費用が多額となるため、状況によっては建替の促進を図っていきます。また、老朽化が著しい空き家や、住替え時に伴う解体除却を誘導・促進することに努めます。
- ・促進にあたっては、移住定住施策や空き家施策等の諸施策と協調して取り組みます。また建替等では、厚真町が進める脱炭素社会に向けた地域づくりの方針「ゼロカーボンシティあつま」宣言に沿った、一体的な取り組みを進めます。

(2) 安全性の向上に関する啓発、知識の普及

1) 厚真町総合防災マップの作成及び周知（継続）

① 厚真町総合防災マップの普及

・令和3年度発行された「厚真町総合防災マップ」の周知を図り、普及啓発を継続的に推進します。

② 防災関連情報の発信

・町民が安全安心に暮らしていけるよう、広報・町ホームページ等を通じ、防災にかかる情報・知識の浸透を図ります。

2) 耐震化の普及啓発パンフレット等の作成及び周知（継続・強化）

① 道・本町及び各種団体の防災パンフレットの配布や周知

・防災減災にかかる普及啓発パンフレット等の配布や周知を、関係団体と協調しながらきめ細やかに実施し、町民の意識啓発に努めます。

② 耐震改修にかかる普及啓発パンフレット等の発行

・町民の手引きとなる、わかりやすい耐震改修パンフレット等を発行・周知し、耐震化の普及啓発を図ります。

3) 一般向け耐震化・リフォームセミナー等の普及啓発（継続）

北海道、防災関連団体等と連携し、防災やリフォームに関するセミナー、フェア等を広く周知し、町民意識の啓発に努めます。

① 北海道や関連団体等との連携による一般向け防災セミナーの開催や周知

② リフォームフェア等の開催周知

4) リフォームに合わせた耐震改修の普及啓発（継続・強化）

① 住宅リフォーム制度の周知による耐震改修実施への誘導

・リフォーム改修に合わせた耐震改修補助制度の紹介、耐震改修と一体的な実施を推奨するなど、移住定住や空き家施策と協調連携した取組みを進めます。

5) 自治会や学校等との地域連携による普及啓発・取組み（継続・強化）

① 地域単位での出前講座の開催（継続）

・実施中である防災関連の出前講座の一環で、耐震改修の出前講座をメニュー化し、地域に密着した普及啓発を進めます。実施にあたっては、基本的事項に加え、地域の特性・危険性等を地域ぐるみで学習する機会の拡大に留意します。

② 地域で学ぶ防災コミュニティの育成（継続・強化）

・日頃の学習や交流機会等を通じ、地域一体となった知識の普及、顔の見える地域防災コミュニティづくりを推進します。

Ⅵ 計画の推進方策

1. 計画の推進方策

（１）北海道及び関係団体との連携

平成 18 年に北海道・市町村及び建築関係団体は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置しました。この会議では、耐震改修促進計画に関する目標の進捗管理や施策に対する連携方策、市町村や建築関係団体等の取組み等を連絡協議していくこととしています。

厚真町においては、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」に参加し、住宅・建築物の耐震化促進に向け、同会議と連携して取組みます。

このほか、（社）北海道建築士会、（社）北海道建築設計事務所協会、（社）北海道建築技術協会等の耐震改修等に係る関係団体との連携を図り、建築物の耐震化に関する技術や知識の普及を引続き図っていきます。

（２）庁内連携による着実な計画推進

本計画の推進にあたっては、庁内関係部局との連携が不可欠であることから、推進施策の連絡調整を密に進め、耐震化の促進に向けた対応を図るとともに、本計画の着実な推進を図っていくこととします。

資料篇

資料 1 計画の推進体制

資料 2 地震時に通行を確保する道路

資料 3 厚真町の耐震改修等に係る関連制度の概要

資料 4 北海道耐震改修促進計画（第 3 期）の概要

資料 5 想定される地震と被害予測

資料 6 建築物の耐震改修の促進に関する法律・政令・告示

資料 1 計画の推進体制

厚真町耐震改修促進計画策定（改訂）事業は、策定委員会、作業部会を組織し、策定したものです。策定委員会及び作業部会の構成員は、以下の通りです。

策定委員会		
委員会役職	所属部署等	氏 名
委員長	副町長	西 野 和 博
委員	総務課長	佐 藤 大 輔
委員	財政担当参事	中 田 倫 子
委員	まちづくり推進課長	宮 下 桂
委員	復興推進担当参事	小 山 敏 史
委員	住民課長	藤 岡 隆 志
委員	税務町民生活担当参事	阿 部 雄 史
委員	産業経済課長	木 戸 達 也
委員	農業担当参事	中 村 信 宏
委員	建設課長	佐 藤 義 彦
委員	土木担当参事	伊 藤 文 彦
委員	建築住宅担当参事	森 本 雅 彦
委員	上厚真支所長	吉 田 良 行
委員	生涯学習課長	奥 村 与 志 照
委員	学校教育担当参事	中 村 真 吾
委員	胆振東部消防組合厚真支署 支署長	工 藤 芳 一

助言者 オブザーバー		
	所属部署等	氏 名
胆振総合振興局室蘭建設管理部	建設行政室建設指導課 建築住宅係 係長	梅 原 亨 弥
	同上 技師	浅 野 太 豪
胆振総合振興局室蘭建設管理部	苫小牧出張所 主幹	大 立 目 克 明

計画策定委託業務受託者		氏 名
株式会社アトリエアク		辻 井 順
		大 條 理 乃

作業部会			
作業部会役職	所属部署等		氏 名
委員	総務課総務人事G	主幹	田 中 紀 嘉
委員	防災G	主幹	蛇 池 克 広
委員	企画調整G	主査	近 藤 奈 々 子
委員	復興推進G	主幹	江 川 泰 弘
委員	福祉G	主幹	高 橋 卓 嗣
委員	子育て支援G	主幹	佐 々 木 春 香
委員	経済G	主幹	丸 山 泰 弘
委員	農業G	主幹	大 垣 貴 弘
委員	上下水道G	主査	橋 本 一 哉
委員	土木G	主幹	松 浦 健 二
委員	建築住宅G	主幹	中 島 壮 一
委員	社会教育G	主幹	龍 崎 ひ さ え
委員	学校教育G	主幹	金 澤 令 仁
委員	学校給食センター	主幹	宮 本 慎 也
委員	胆振東部消防組合厚真支署	予防1係長	阿 部 斎 木

事務局	建設課建築住宅G	参事	森 本 雅 彦
		主幹	中 島 壮 一
		主査	高 橋 俊 一
		主任	山 崎 友 裕
		主任	上 田 直 輝

厚真町耐震改修促進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町の町民の安全、安心を確保する観点から、地震被害の軽減を図るために公共、民間の住宅・建築物の耐震化を重要かつ緊急的な課題と考え耐震化促進のため目標設定、耐震診断・耐震化の支援策及び地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及その他総合的な地震対策の推進計画の策定をするため、庁内に厚真町耐震改修促進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、厚真町耐震改修促進計画の作成及び変更に関する協議を行い計画策定を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、副町長及び庁内並びに胆振東部消防組合で次の各号に掲げる管理職をもって組織する。

- (1) 総務課長
- (2) 財政担当参事
- (3) まちづくり推進課長
- (4) 復興推進担当参事
- (5) 住民課長
- (6) 税務町民生活担当参事
- (7) 産業経済課長
- (8) 農業担当参事
- (9) 上厚真支所長
- (10) 生涯学習課長
- (11) 学校教育担当参事
- (12) 学校給食センター長
- (13) 建設課長
- (14) 土木担当参事
- (15) 建築住宅担当参事
- (16) 胆振東部消防組合厚真支署長

(作業部会)

第4条 町長は、必要に応じて策定委員会に作業部会を設置することができる。

2 前項の作業部会の構成は、前条各号の管理職が所管する課の職員のうちから町長が指名するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、必要に応じて町長が別に定める。

2 第3条各号に規定する管理職に人事異動があった場合は、後任の管理職が策定委員会の委員となるものとする。この場合において、前項の規定により任期が定められているときは、前任者の残任期間を任期とする。

(委員長)

第6条 策定委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副町長がその任にあたるものとする。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、その都度、委員のうちから委員長代理を委員の互選により選出するものとする。

(会議)

第7条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。ただし、第3条に規定する管理職の所管するグループの職員が代理の委員となることができる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(助言等)

第8条 町長は厚真町耐震改修促進計画策定に当たり必要と認める場合は、北海道に対し耐震改修促進計画担当職員の助言等を求めることができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、建設課建築住宅グループにおいて処理するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

◆委員会等の開催経緯

計画策定にあたっては、3回の策定委員会を開催しています。
開催の経緯は、以下の通りです。

第1回策定委員会 令和4年11月11日（金）

- 議事1 本計画の策定内容とスケジュールについて
- 議事2 前計画の進捗状況について
- 議事3 計画策定にあたっての課題、留意事項について

第2回策定委員会 令和4年12月27日（火）

- 議事1 計画の構成、施策の体系・骨子について

第2回策定委員会 令和4年12月27日（火）

- 議事1 計画素案について

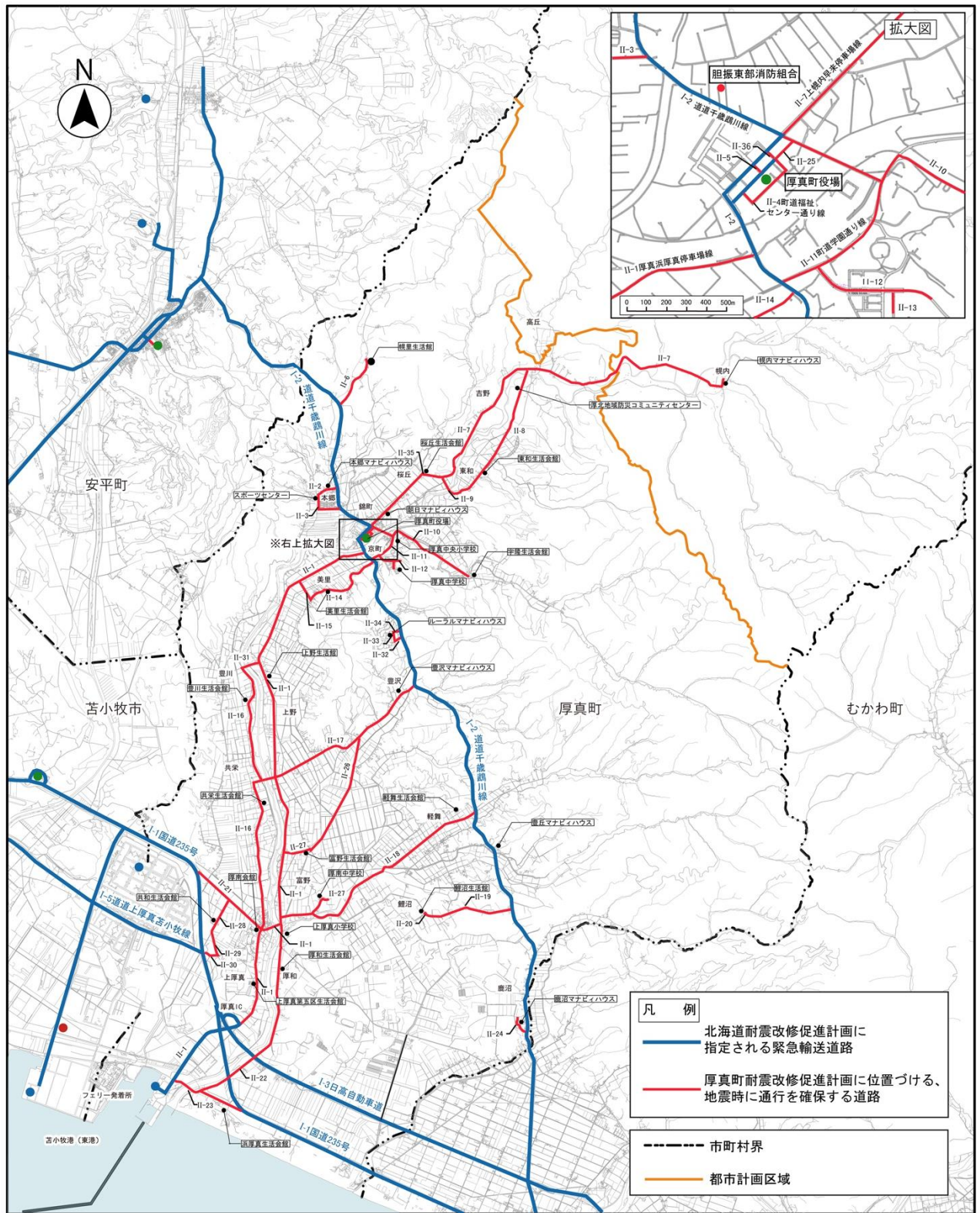
資料2 地震時に通行を確保する道路

＜厚真町で地震時に通行を確保する道路＞

地震時に通行を確保する道路 (緊急輸送道路及び厚真町耐震改修促進計画に位置づける道路)	厚真町耐震改修促進計画に位置づけ地震時に通行を確保する次のⅠ及びⅡの道路	
	Ⅰ 北海道耐震改修促進計画に指定される厚真町内にある次の緊急輸送道路	
	路線名	範囲
	1 国道235号 2 道道千歳鷗川線 3 日高自動車道 4 町道京町1号線の一部 5 道道上厚真苫小牧線	
	Ⅱ 厚真町耐震改修促進計画に位置づける道路 厚真町防災計画の指定避難所及び各地区集会施設を連絡する道路	
	路線名	範囲
	1 道道厚真浜厚真停車場線の一部	(道道千歳鷗川線接続部から国道235号接続部まで)
	2 町道かしわ公園通り線	
	3 町道本郷通り線の一部	(道道千歳鷗川線の接続部から町道かしわ公園通り線の接続部)
	4 町道福祉センター通り線	
	5 町道京町3号線	
	6 町道幌里本線の一部	(幌里生活会館敷地から道道千歳鷗川線の接続部)
	7 道道上幌内早来停車場線の一部	(幌内マナビィハウス敷地から道道千歳川線接続部)
	8 町道新町富里線の一部	(道道上幌内早来停車場線の接続から朝日東和線の接続部)
	9 町道 朝日東和線	
	10 道道平取厚真線の一部	(宇隆生会館敷地から道道千歳鷗川線の接続部)
	11 町道学園通り線	
	12 町道新町中央線の一部	(新町6号線接続部)
	13 町道新町6号線の一部	(厚真中学校敷地から新町中央線接続部)
	14 町道新町美里線の一部	(道道千歳鷗川線から美里中央線接続部)
	15 町道美里中央線	
	16 町道豊川上厚真線	
	17 町道豊沢共栄線	
	18 道道富野軽舞線	

19 町道鯉沼開拓本線の一部	(町道大沼長沼線接続部から道道千歳鷗川線の接続部)
20 町道大沼長沼線の一部	(町道鯉沼開拓本線接続部から鯉沼生活館敷地接続部)
21 道道上厚真苫小牧線の一部	(道道厚真浜厚真停車場線の接続部から国道235号の接続部)
22 町道富野浜厚真線	
23 浜厚真本線の一部	(浜厚真生会館敷地から国道235号接続部)
24 鹿沼通学線の一部	(鹿沼マナビィハウス敷地から道道千歳鷗川線の接続部)
25 町道京町1号線の一部	(役場前から道道平取厚真線接続部)
26 町道豊沢富野線の一部	(町道竜神沼線との接続部)
27 町道竜神沼線の一部	(町道豊沢富野線接続部と道道厚真浜厚真停車場線接続部及び厚南中学校敷地から道道富野軽舞線接続部)
28 町道厚南第13号線の一部	(道道上厚真苫小牧線接続部から町道共和線接続部)
29 町道共和線の一部	(厚南第13号線接続部から厚南第16号線接続部)
30 町道厚南第16号線	
31 道道豊川遠浅停車場線の一部	(豊川上厚真線接続部から道道厚真浜厚真停車場線接続部)
32 町道豊沢団地中央線の一部	(道道千歳鷗川線接続部から町道豊沢団地5号線接続部)
33 町道豊沢団地5号線の一部	(町道豊沢団地中央線の接続部から町道豊沢団地10号線接続部)
34 町道豊沢団地10号線の一部	(道道千歳鷗川線接続部から町道豊沢団地5号線の接続部)
35 町道桜丘幌里線の一部	(桜丘生活会館敷地から道道上幌内早来停車場線接続部)
36 町道京町2号線	

<地震時に通行を確保する道路>
 (緊急輸送道路及び厚真町耐震改修促進計画に位置付ける道路)



0 1 2 3 4 5km

資料3 厚真町の耐震改修等に係る関連制度の概要

① 既存住宅耐震改修費補助金事業（所管：建設課・建築住宅グループ）

- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅等で耐震診断の結果現行の診断規定と同等程度の性能を満たさない(耐震性能評点1.0未満)と判断された**住宅の耐震改修工事**。

補助率・補助金等：補助金等対象経費が20万円以上、200万円以内の場合は20万円、200万円を超える場合は、その10%以内とし30万円が上限。
また、20万円未満の場合は、その費用。

要綱：厚真町既存住宅耐震改修費補助金交付要綱(平成21年4月1日施行)

② 住宅リフォーム等推進補助金事業（所管：建設課・建築住宅グループ）

- ・上記①と合わせて行う**住宅リフォーム工事**。
 - ※他に「住宅太陽光発電システム設置補助事業」「ペレットストーブ等購入費補助事業」と合わせること可。

補助率等：要する費用の1/5
補助金：①との組み合わせ…45万円（上限）
①以外の工事と組み合わせ…30万円（上限）

要綱：住宅リフォーム等推進補助金交付要綱（平成24年3月30日施行）

③ 厚真町空き家活用事業補助金事業

- ・移住対策の一環として、**厚真町への定住を目的**とし、「空き家バンク」に登録した町内の住宅で利用するため必要となる改修等にかかる経費の一部を助成し一定期間の賃貸住宅としての利用、自己の居住用で使用する可。
- ・耐震、断熱改修及び台所、便所等水回りの改修並びに内外装改修工事。

補助率等：要する費用の1/2
補助金：上限100万円

要綱：厚真町空き家活用事業補助金交付要綱（平成23年3月10日施行）

④ 厚真町特定空家解体事業補助金事業（所管：建設課・建築住宅グループ）

- ・適切な管理が行われていない**特定空家の除却**に要する費用の一部を補助。
 - ※特定空家：厚真町が、危険性があると判断した空き家

補助率等：次の①、②のいずれか低い額
① 延べ床面積×国の標準除却費×5分の4
② 空家等の除却工事費×5分の4
補助金：住宅の場合は上限120万円、住宅以外の場合は上限60万
※特別な事情がある場合はそれぞれ、住宅は30万、住宅以外は10万円を上限に加算

要綱：厚真町特定空家解体事業補助金交付要綱（令和4年4月1日施行）

⑤ 厚真町空き家等利活用資金補助

- ・市街化調整区域等にある空き家の取得（土地を含む）を、金融機関の融資を活用し自ら取得、空き家の大規模改修工事等を行い10年以上自己で居住する者への補助。

補助金：上限250万円

（融資額500万円を限度とした10年間の発生利息の1%を上限とする補助含む）

要綱：厚真町空き家等利活用資金補助金交付要綱（平成30年1月26日施行）

⑥ 空き家等利活用資金貸付金事業

- ・市街化調整区域等にある空き家の取得（土地を含む）をし、空き家の大規模改修工事を行い10年以上自己で居住する者への貸付。（⑤の事業を活用できないと町長が認めた者）

貸付金：上限500万円（貸付利息 0.5%）

※ i 第1次産業従事者で、10年以上自己で居住した場合償還額の1/2を免除

ii i以外の者で、10年以上自己で居住した場合償還額の1/10を免除

償還期間：20年以内

要綱：厚真町空き家等利活用資金貸付要綱(平成29年10月27日施行)

⑦ 空家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税等に関する所用の措置

（平成27年度税制改正）

- ・法の規定に基づき、市町村町が特定空家等の所有者等に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外する。

固定資産税の課税標準：

1) 小規模住宅用地（200㎡以下）：1/6に減額

2) 一般住宅用地（200㎡以上）：1/3に減額

⑧ 所得税及び個人住民税の特例措置（令和元年度税制改正）

- ・相続人が、相続により生じた古い空き家又は、空き家の除却後の敷地を平成31年4月1日から令和5年12月31日までの間に、売却・譲渡した場合には当該家屋の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。

（その他の支援制度：耐震化率向上に寄与する事業等） *停止中を含む

- ・厚真町持ち家住宅建築促進支援助成金
- ・民間賃貸共同住宅等建設促進事業補助金（令和4年度は募集停止）
- ・民間賃貸共同住宅等リフォーム促進事業補助金（令和4年度は募集停止）

資料 4 北海道耐震改修促進計画（第3期）の概要

北海道耐震改修促進計画の概要

【第1章】計画の目的等

○経緯:

平成18年6月「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正(国)
平成18年12月「北海道耐震改修促進計画」策定(道)
平成28年5月「北海道耐震改修促進計画」見直し(道)

○目的:

近年の大地震の発生や新たな知見などにより、大地震はいつでもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生じることも懸念。
地震による被害の軽減を図り、道民の方々の安全で安心な生活を確保するため、道内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進。

○位置付け:

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定に基づき本計画を定める。
「北海道地域防災計画」や市町村における「耐震改修促進計画」と整合を図るほか、「北海道総合計画」等と連携して計画を推進。

○計画期間:

令和3年度から令和7年度までの5年間

【第2章】道内における近年の主な被害地震と想定される地震による被害予測等

○北海道の被害地震と取組の必要性

北海道で記録が残っている被害地震は、1611年の三陸はるか沖地震以来、約400年間に100回以上発生しており、平成30年9月に発生した胆振東部地震では甚大な被害を受けた。
令和2年4月には、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」の検討結果が公表され、推計された震度分布では、北海道の太平洋側の広い範囲で強い揺れが推定。住宅や建築物の耐震化は、重要かつ緊急的な課題として、その促進に向けた積極的な取組が必要。

○想定地震による建築物被害想定

「北海道地域防災計画」に基づき、30の地震を想定。各(総合)振興局管内で人的被害が最大となる被害を想定。
想定地震による建築物被害を軽減するためには、市町村と連携した取組が不可欠。

区 分	空 知	石 狩	後 志	胆 振	日 高	渡 島	檜 山	
(総合)振興局ごとに人的被害が最大となる想定地震	沼田-砂川付近の断層帯	月寒背斜に関する断層	北海道留萌沖	石狩低地東縁断層帯南部	石狩低地東縁断層帯南部	函館平野西縁断層帯	北海道南西沖	
最大震度	7	7	7	7	7	7	7	
建築物被害	総棟数	162,359	564,217	118,931	161,835	54,888	188,265	29,105
	全壊棟数 (全壊割合)	8,304 (5.1%)	22,471 (4.0%)	658 (0.6%)	1,676 (1.0%)	463 (0.8%)	1,765 (0.9%)	716 (2.5%)
	全半壊棟数 (全半壊割合)	15,278 (9.4%)	64,283 (11.4%)	3,900 (3.3%)	4,510 (2.8%)	1,565 (2.9%)	4,986 (2.6%)	2,414 (8.3%)

区 分	上 川	留 萌	宗 谷	标 津	十 勝	釧 路	根 室	
(総合)振興局ごとに人的被害が最大となる想定地震	富良野断層帯西部	増毛山地東縁断層帯	北海道北西沖	標津断層帯	十勝平野断層帯主部	十勝沖	標津断層帯	
最大震度	7	7	7	7	7	6強	6強	
建築物被害	総棟数	224,059	31,599	37,118	152,607	175,596	106,417	49,380
	全壊棟数 (全壊割合)	1,306 (0.6%)	950 (3.0%)	2,224 (6.0%)	1,640 (1.1%)	3,301 (1.9%)	493 (0.5%)	201 (0.4%)
	全半壊棟数 (全半壊割合)	3,171 (1.4%)	3,163 (10.0%)	4,031 (10.9%)	4,318 (2.8%)	11,118 (6.3%)	2,945 (2.8%)	1,287 (2.6%)

注)「北海道地域防災計画」に見直しがあった場合には、適宜、見直します。

【第3章】住宅・建築物の耐震化に係る現状と目標

○耐震化率の目標: 国の基本方針等を踏まえ設定

区 分	平成27年度(実績)	令和2年度(実績)	令和7年度(目標)
住宅	86.5%	90.6%	95% (令和12年度 おおむね解消)
多数利用建築物	93.0%	93.7%	おおむね解消
耐震診断義務付け対象建築物		80.7%	おおむね解消

【第4章】住宅・建築物の耐震化の促進に向けた各主体の役割

道	市町村	所有者	建築関連事業者
○ 広域的・総合的な観点から、市町村と連携して施策を推進する	○ 地域の実情に応じて施策を主体的かつ計画的に展開する	○ 主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性の確保・向上に努める	○ 地震に対する安全性を確保した住宅・建築物の建築、改修等に努める

【第5章】住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

○ 耐震化の促進に向けた施策

- ・ 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- ・ 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備
- ・ 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

施 策	施 策 の 内 容
1 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	① パンフレットやインターネットを活用した普及啓発
	② セミナー等の開催による普及啓発
	③ 地域における耐震化の取組の推進 【新規】
	④ 地震防災マップの更新・公表の促進
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	① 住宅の耐震化の促進
	② 住宅の建替・除却等の促進 【新規】
	③ 多数利用建築物の耐震化の促進
	④ 不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化の促進
	⑤ 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進
	⑥ 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進
	⑦ 公共建築物の耐震化の促進
	⑧ その他の地震時の安全対策の推進
	⑨ 耐震診断・改修に係る相談体制の充実
3 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上	① 耐震診断・改修技術講習会の開催
	② 耐震改修工法や地震防災対策の研究・技術開発の推進

【第6章】建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 道及び道内10市の所管行政庁は、建築物の所有者に対して、耐震性能の向上について適切な措置をとるよう指導・助言を行うよう努める。
- 所有者が必要な対策をとらなかった場合には、建築基準法に基づく勧告・命令を行う。

【第7章】計画の推進に関する事項

- 市町村耐震改修促進計画の見直しに当たって、必要な支援及び情報提供を行う。
- 住宅・建築物の耐震化の促進を図るため、道、市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を定期的に開催。
- 道の全庁的組織である「北海道耐震改修推進会議」等を継続して開催し、計画の着実な推進を図る。

資料 3 想定される地震と被害予測-1
＊平成28年度地震被害想定調査結果（平成30年2月公表）/北海道

1 地震動による被害想定対象地震の設定について

被害想定対象地震の設定

北海道で想定される地震は、海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、主に陸域で発生する内陸型（地殻内）地震に大きく分けられます。

北海道防災会議では、最新の研究成果等に基づき、そのうち、地震被害想定を行うための対象地震として、31地震193断層モデルを設定しました（図1）。

（参考：「想定地震見直しに係る検討報告書」平成23年3月）

今回の被害算定の計算対象とした地震

北海道の地震被害想定調査では、31地震193断層モデルについて被害の概略計算の結果から、各管内に特に影響のある24地震54断層モデルを選定しました（図1及び表1）。

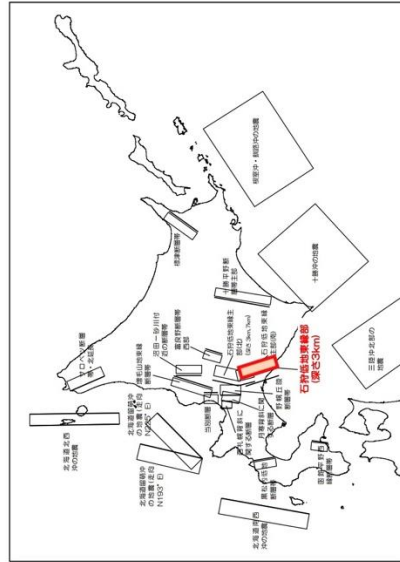


図1 被害算定の対象地震

表1 24地震54断層モデルの一覧

地震名	断層モデル
津軽断層帯	30.1、45.5
十勝支那断層帯主部	45.2、45.5、30.3
富良野断層帯主部	45.3、30.2、30.5
増毛山地東縁断層帯	30.2、45.1、45.2、45.3、45.4、45.5
沼田-砂川付互の断層帯	45.1、45.2、45.3、45.4、30.3、30.4
当別断層帯	30.2、30.5
石狩低地東縁断層帯主部(北)(深さ7km)	45.1、30.1、30.5
石狩低地東縁断層帯主部(北)(深さ3km)	30.2、45.3、45.5
石狩低地東縁断層帯主部(南)(深さ3km)	30.2
石狩低地東縁断層帯主部(南)(深さ7km)	45.2、45.5
石狩低地東縁断層帯南縁(深さ3km)	30.5
石狩低地東縁断層帯南縁(深さ7km)	30.2、30.3、30.5
室蘭支那断層帯	45.3、45.4、30.5
室蘭支那断層帯(南縁延長)	45.2、45.3
サロベツ断層帯	30.2、30.3、30.5
西札内断層帯に属する断層	—
月形断層帯	—
野付断層帯	45.1
根室中・根室沖の断層	—
十勝沖の断層	—
三笠沖の断層	—
三笠沖北側の断層	No.2、No.5
北海道北西部の断層	No.2
北海道東部の断層	No.1
北海道中部の断層	No.2

2 地震動による被害想定項目と設定条件

表2 地震動による被害想定項目

被害想定項目	項目の概要
(1) 地震動	地表における最大震度
(2) 液状化危険度	液状化発生確率
(3) 急傾斜地崩壊危険度	急傾斜地における崩壊危険度の予測
(4) 建物被害	揺れ、液状化、急傾斜地崩壊による全壊・半壊棟数
(5) 火災被害	焼失棟数
(6) 人的被害	揺れ、急傾斜地崩壊、火災被害による死者数、重軽傷者数 建物倒壊やライフライン被害による避難者数
(7) ライフライン被害	上・下水道の被害箇所数等の割合、上・下水道の断水人口、最大復旧日数（管内の作業員のみが対応した場合の日数）
(8) 交通施設被害	主要道路被害箇所数の割合、 15m以上の橋梁の不通過箇所数・通行支障箇所数の割合

●雪による被害の影響や、屋内にいる時間帯などを考慮し、災害発生の際・時間帯を以下の3つのパターンとして被害を想定しています。

- ① 冬の早朝5時・・・積雪の影響あり、住宅内に最も人がいる→人的被害が最大となる
- ② 夏の昼12時・・・積雪の影響なし、住宅内に最も人が少ない→建物・人的被害が最小となる
- ③ 冬の夕方18時・・・積雪の影響あり、火気の使用が多い→建物被害が最大となる

次ページ以降では、「①冬の早朝5時」において、各管内で人的被害（死者数）が最大となる地震動による被害想定結果を紹介しています。

資料 3 想定される地震と被害予測-2

* 平成28年度地震被害想定調査結果（平成30年2月公表）/北海道

3 地震動による被害想定結果④～胆振管内で人的被害が最大となる地震

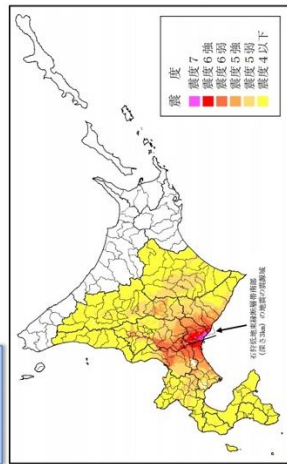
■石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_3）の地震（Mw7.16）※1

被害の概要（冬の早朝5時）（北海道立総合研究機構 北方建設総合研究所・地質研究所作成）

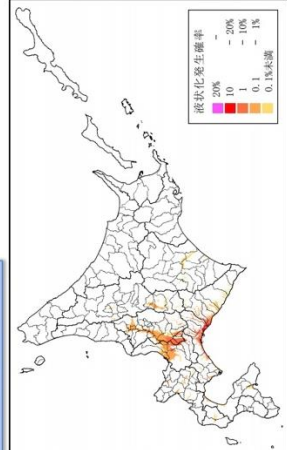
被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌
地震動	震度7(最大)	震度6強	震度6強	震度5強	震度7	震度7	震度5強	震度5弱	震度6弱	震度5弱
液状化危険度	下図(液状化発生確率分布)による									
急傾斜地崩壊危険度	下図(急傾斜地崩壊危険度分布)による									
建物被害	全壊棟数 2,500棟	164棟	264棟	5棟	1,711棟	354棟	1棟未満	1棟未満	1棟	1棟未満
半壊棟数	7,843棟	1,170棟	2,930棟	23棟	2,906棟	794棟	1棟	1棟未満	18棟	1棟未満
火出被害	14棟	1棟未満	2棟	11棟	11棟	1棟未満	1棟未満	0棟	1棟未満	0棟
火災被害	[1,710,854棟]	[162,359棟]	[564,217棟]	[118,931棟]	[161,835棟]	[54,888棟]	[188,265棟]	[29,105棟]	[224,059棟]	[31,599棟]
死者数	75人	3人	6人	1人未満	58人	6人	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満
重軽傷者数	1,853人	159人	841人	8人	706人	134人	1人未満	1人未満	4人	1人未満
避難者数	115,613人	12,853人	65,331人	225人	31,922人	4,614人	5人	1人未満	660人	1人未満
人的被害	[4,771,839人]	[311,713人]	[2,360,832人]	[224,190人]	[413,988人]	[73,316人]	[424,908人]	[40,312人]	[521,087人]	[501,170人]
建物被害	全壊棟数 10,594棟(1箇所) 半壊棟数 33,079棟(1箇所) 火出棟数 13棟(1箇所) 火災棟数 330,796棟(1箇所) 死者数 105人 重軽傷者数 1,853人 避難者数 115,613人	全壊棟数 164棟(1箇所) 半壊棟数 1,170棟(1箇所) 火出棟数 14棟(1箇所) 火災棟数 17,108,544棟(1箇所) 死者数 75人 重軽傷者数 1,853人 避難者数 115,613人	全壊棟数 264棟(1箇所) 半壊棟数 2,930棟(1箇所) 火出棟数 2棟(1箇所) 火災棟数 564,217棟(1箇所) 死者数 6人 重軽傷者数 841人 避難者数 65,331人	全壊棟数 5棟(1箇所) 半壊棟数 23棟(1箇所) 火出棟数 11棟(1箇所) 火災棟数 118,931棟(1箇所) 死者数 1人未満 重軽傷者数 8人 避難者数 225人	全壊棟数 1,711棟(1箇所) 半壊棟数 2,906棟(1箇所) 火出棟数 11棟(1箇所) 火災棟数 161,835棟(1箇所) 死者数 58人 重軽傷者数 706人 避難者数 31,922人	全壊棟数 354棟(1箇所) 半壊棟数 794棟(1箇所) 火出棟数 1棟(1箇所) 火災棟数 54,888棟(1箇所) 死者数 6人 重軽傷者数 134人 避難者数 4,614人	全壊棟数 1棟未満(1箇所) 半壊棟数 1棟未満(1箇所) 火出棟数 1棟未満(1箇所) 火災棟数 188,265棟(1箇所) 死者数 1人未満 重軽傷者数 1人未満 避難者数 5人	全壊棟数 1棟未満(1箇所) 半壊棟数 18棟(1箇所) 火出棟数 0棟(1箇所) 火災棟数 29,105棟(1箇所) 死者数 1人未満 重軽傷者数 4人 避難者数 660人	全壊棟数 1棟(1箇所) 半壊棟数 1棟未満(1箇所) 火出棟数 1棟未満(1箇所) 火災棟数 224,059棟(1箇所) 死者数 1人未満 重軽傷者数 1人未満 避難者数 1人未満	全壊棟数 1棟(1箇所) 半壊棟数 18棟(1箇所) 火出棟数 0棟(1箇所) 火災棟数 31,599棟(1箇所) 死者数 1人未満 重軽傷者数 1人未満 避難者数 1人未満

<厚真町での主な被害想定(震度7)>
建物被害：全壊棟数653,半壊棟数844
火災被害：焼失棟数12棟
人的被害：死者7人、重軽傷者数84人
避難者数1,774人

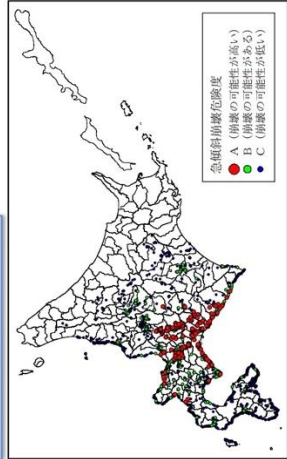
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注：この結果は、中央防災会議などの被害想定手法（過去の地震被害を基にした被害発生確率等による）により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定したものではない。

※1 新震度7は、新震度の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で想定しています。

※2 急傾斜地崩壊の危険度からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外（表中は“-”）としています。

※3 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、橋梁総数は、市町村などからの提供データに基づいた合算値です。

資料 6 建築物の耐震改修の促進に関する法律・政令・告示

○建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日)

(法律第百二十三号)

第百三十四回臨時国会

村山内閣

改正 平成 八年 三月三十一日法律第 二一号

同 九年 三月三十一日同 第 二六号

同 一一年一二月二二日同 第一六〇号

同 一七年 七月 六日同 第 八二号

(同 一七年一月 七日同 第一二〇号)

同 一七年一月 七日同 第一二〇号

同 一八年 六月 二日同 第 五〇号

同 二三年 六月二四日同 第 七四号

同 二三年 八月三〇日同 第一〇五号

同 二五年 五月二九日同 第 二〇号

同 二六年 六月 四日同 第 五四号

同 三〇年 六月二七日同 第 六七号

建築物の耐震改修の促進に関する法律をここに公布する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等（第四条—第六条）

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置（第七条—第十六条）

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定（第十七条—第二十一条）

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等（第二十二条—第二十四条）

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等（第二十五条—第二十七条）

第七章 建築物の耐震改修に係る特例（第二十八条—第三十一条）

第八章 耐震改修支援センター（第三十二条—第四十二条）

第九章 罰則（第四十三条—第四十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改

築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

- 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表すると

もに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に

接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計

画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二

条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。) である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第八項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計

画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認

めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2** 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3** 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4** 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5** 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則（平成八年三月三十一日法律第二一号） 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に関しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の表一の項及び四の項から六の項まで、第三条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項並びに第八条の二第二項の表二の項及び三の項並びに第四条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の規定は、住宅金融公庫が平成九年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一七年七月六日法律第八二号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年十一月七日法律第一二〇号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年五月二九日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(附則第四条において「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十四条の改正規定

に限る。)の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
(経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法(次項において「旧法」という。)第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法(次項において「新法」という。)第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第十条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第四号中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同項第六号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第七項中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同条第九項中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。

平成七年政令第四百二十九号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
 - イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル
 - ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
 - 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号^{きん}火管又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並び

に構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。
- 二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。
 - イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル
 - ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
 - ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル
 - ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル
 - ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
 - ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則 （平成九年八月二九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一〇月一日政令第三一二号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（許認可等に関する経過措置）

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附 則 （平成一一年一〇月一日政令第三五二号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月二三日政令第二一〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年一月二五日政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附 則 （平成一八年九月二六日政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 （平成二五年一〇月九日政令第二九四号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二六年一二月二四日政令第四一二号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月二一日政令第一一号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附 則 （平成二七年一二月一六日政令第四二一号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年二月一七日政令第四三号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二九年三月二三日政令第四〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年一二月三〇日政令第三二三号）
この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成十八年一月二十五日)

(国土交通省告示第百八十四号)

改正 平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号

同 二八年 三月二五日同 第 五二九号

同 三〇年一二月二一日同 第一三八一号

令和 三年一二月二一日同 第一五三七号

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成十七年九月中央防災会議決定)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和三年五月中央防災会議決定)において、十年後に死者数をおおむね八割、建築物の全壊棟数をおおむね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。ま

た、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成二十七年三月閣議決定)においては、十年後 に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に 切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に 建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所

有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。)第二十二條(規則附則第三条において準用する場合を含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物(法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。)の所有者に対して、法第十二条第一項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。)については速やかに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共

団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習(規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。)の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告(平成二十七年十二月)を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成三十年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千三百六十万戸のうち、約七百万戸(約十三パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十七パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千百五十万戸から十五年間で約四百五十万戸減少し、そのうち耐震改修によるものは十五年間で約七十五万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和三年四月一日時点で耐震診断結果が公表されている約一万千棟のうち、約千百棟(約十パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントである。なお、要安全確認計画記載建築物を含めた場合の耐震化率は、約七十三パーセントとなっている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画(令和三年三月閣議決定)における目標を踏まえ、令和十二年までに耐震性が不十分な住宅を、令和七年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、そ

れぞれおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画(以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。)の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられ、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。)の施行に伴う改定を行っていない都道府県にあっては、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきであ

る。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられ、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定しているが、改正令の施行に伴う改定を行っていない市町村は、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路である

が、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化の

ための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

(平二五国交告一〇五五・平二八国交告五二九・平三〇国交告一三八一・一部改正)

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十号)の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則 (平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二九号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月二一日国土交通省告示第一三八一号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成三十一年一月一日)から施行する。

附 則 (令和三年一二月二一日国土交通省告示第一五三七号)

この告示は、公布の日から施行する。

(別添)

(平二五国交告一〇五五・平三〇国交告一三八一・令三国交告一五三七・一部改正)

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

第一 建築物の耐震診断の指針

建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第一条第三号に規定するものをいう。以下同じ。)及び建物(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する建物をいう。以下同じ。)に附属する組積造の塀の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ地震に対する安全性を評価するものとする。この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分(以下「木造の建築物等」という。)にあつては、第一号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断され、かつ、当該木造の建築物等の敷地が第四号に掲げる基準に適合することが確かめられた場合に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物(いずれも建物に附属する組積造の塀を除く。)の木造以外の構造部分(第二号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等」という。)にあつては、第二号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断され、かつ、当該鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等の敷地が第四号に掲げる基準に適合することが確かめられた場合に、建物に附属する組積造の塀にあつては、第三号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断された場合に、当該建築物は地震に対して安全な構造であると判断できるものとする。ただし、国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

一 木造の建築物等については、各階の張り間方向及びけた行方向の構造耐震指標を次のイからハまでに定めるところによりそれぞれ求め、別表第一により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_w = \frac{P_d}{Q_r}$$

この式において、 I_w 、 P_d 及び Q_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

I_w 各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標

P_d 各階の張り間方向又はけた行方向の耐力(以下「保有耐力」という。)を表すものとして、各階の当該方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組(以下「壁等」という。)の強さ及び配置を考慮してロに定めるところにより算出した数値(単位 キロニュートン)

Q_r 各階の必要保有耐力を表すものとして、各階の床面積、積雪荷重、建築物の形状、地盤の種類等を考慮してハに定めるところにより算出した数値(単位 キロニュートン)

ロ イに定める建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の P_d は、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力(令第八十二条の三に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。)及び^{じん}靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$P_d = (P_w + P_e)E$$

この式において、 P_d 、 P_w 、 P_e 及び E は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_d イに定める P_d の数値(単位 キロニュートン)

P_w 各階の張り間方向又はけた行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値(単位 キロニュートン)。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又はけた行方向につき、令第四十六条第四項の表一の軸組の種類欄に掲げる区分に応じて倍率欄に掲げる数値に一・九六を乗じた数値(別表第二の軸組の種類欄に掲げる軸組であっては、それぞれ同表の倍率欄に掲げる数値とする。)(以下「壁強さ倍率」という。)に当該軸組の長さ(単位 メートル)を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が一の建築物にあつては別表第三一、地階を除く階数が二の建築物の一階並びに地階を除く階数が三の建築物の一階及び二階 にあつては別表第三一二の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁

等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。

Pe 壁等の強さ以外のない力を表す数値として、ハに定める**Qr**の数値に○・二五を乗じた数値とする（単位 キロニュートン）。ただし、建築物の壁等の部分以外の部分の耐力として、建築物の保有水平耐力及び^{じん}靱性に及ぼす影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

E 壁等の配置による保有耐力の低減を表す数値として、別表第四の側端部分の壁量充足率、反対側の側端部分の壁量充足率及び直上階の床の仕様に応じて、同表の低減係数の欄に掲げる数値

ハ イに定める建築物の各階の**Qr**は、次の式によって得られる数値（一階が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で二階又は三階が木造である建築物の木造部分の階の**Qr**にあつては、同式によって得られる数値を一・二倍した数値）とする。ただし、令第八十八条第一項及び第二項の規定により各階の地震力を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$Q_r = (C_r + W_s) A_f Z C_d C_g$$

この式において、**Qr**、**Af**、**Cr**、**Ws**、**Z**、**Cd**及び**Cg**は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Qr イに定める**Qr**の数値（単位 キロニュートン）

Cr 単位床面積当たりの必要保有耐力として、別表第五の建築物の種類及び階数に応じて、同表の単位床面積当たりの必要保有耐力の欄に掲げる数値（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）

Ws 令第八十六条第二項ただし書の規定により、特定行政庁が指定する多雪区域内の建築物にあつては、同条第三項に規定する垂直積雪量（単位 メートル）に○・二六を乗じた数値、それ以外の建築物にあつては零（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）

Af 当該階の床面積（単位 平方メートル）

Z 令第八十八条第一項に規定する**Z**の数値

Cd 張り間方向又はけた行方向のいずれか短い方の長さが四メートル未満の建

建築物であつて、地階を除く階数が二の建築物の一階又は地階を除く階数が三の建築物の一階若しくは二階の場合には一・一三、その他の場合には一

Cg 令第八十八条第二項ただし書の規定により、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する区域内における建築物にあつては一・五、それ以外の建築物にあつては一

二 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等については、各階の構造耐震指標を次のイからハまでに、各階の保有水平耐力に係る指標をニに定めるところによりそれぞれ求め、これらの指標に応じ別表第六により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_s = \frac{E_o}{F_{es} Z R_t}$$

この式において、 I_s 、 E_o 、 F_{es} 、 Z 及び R_t は、それぞれ次の数値を表すものとする。ただし、 F_{es} については、地震時における建築物の形状が当該建築物の振動の性状に与える影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

I_s 各階の構造耐震指標

E_o 各階の耐震性能を表すものとして、各階の保有水平耐力及び各階の^{じん}靱性を考慮してロに定めるところにより算出した数値

F_{es} 令第八十二条の三第二号に規定する F_{es} の値

Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値

R_t 令第八十八条第一項に規定する R_t の数値

ロ イに定める建築物の各階の E_o は、次の(1)の式によって得られる数値又は次の(2)の式によって得られる数値(当該建築物の構造耐力上主要な部分である柱、壁若しくははり又はこれらの接合部が、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれがなく、かつ、当該建築物の特定の部分に生ずる塑性変形が過度に増大しないことが確かめられる場合には、これらの式の右辺に次の(3)の式により得られる割増係数を乗じることができるものとする。)のいずれか大きなものとする。ただし、各階の E_o は、塑性変形の度が著しく低い柱が存在する場合又は地震力の大部分を負担する柱、筋かい

又は壁以外の一部の柱のみの耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては次の(1)の式によって計算するものとするほか、建築物の保有水平耐力及び^{じん}靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$(1) \quad E_0 = \frac{Q_u F}{W A_i}$$

$$(2) \quad E_0 = \frac{\sqrt{(Q_1 F_1)^2 + (Q_2 F_2)^2 + (Q_3 F_3)^2}}{W A_i}$$

$$(3) \quad \alpha = \frac{2(2n+1)}{3(n+1)}$$

(1)から(3)までの式において、 E_0 、 Q_u 、 F 、 W 、 A_i 、 Q_1 、 Q_2 、 Q_3 、 F_1 、 F_2 、 F_3 、 α 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_0 イに定める E_0 の数値

Q_u 各階の保有水平耐力

F 各階の^{じん}靱性を表す数値で、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、当該階に作用する地震力の多くを負担する架構の種類に応じた別表第七に掲げる F_i と、その他の階にあっては、当該階に作用する地震力の多くを負担する柱又は壁の種類に応じた別表第八に掲げる F_i とする。ただし、当該階の地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱の耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、当該柱を含む架構の種類に、その他の階にあっては、当該柱の種類に応じた数値としなければならない。

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。)

A_i 令第八十八条第一項に規定する当該階に係る A_i の数値

Q_1 ハに定める第一グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁(以下「第一グループの架構等」という。)の水平力に対する耐力の合計

Q_2 ハに定める第二グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁(以下

「第二グループの架構等」という。)の水平力に対する耐力の合計

Q3 ハに定める第三グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁(以下「第三グループの架構等」という。)の水平力に対する耐力の合計

F1 第一グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等のFiの最小値

F2 第二グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等のFiの最小値

F3 第三グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等のFiの最小値

α 割増係数

n 建築物の地階を除く階数

ハ 別表第七及び別表第八に掲げるFiの大きさに応じ、架構又はこれを構成する柱若しくは壁(以下「架構等」という。)を三組に区分する場合において、Fiの最も小さな架構等を含む組を第一グループ、Fiの最も大きな架構等を含む組を第三グループ、その他の組を第二グループとする。

ニ 建築物の各階の保有水平耐力に係る指標は、次の式により計算すること。

$$q = \frac{Q_u}{F_{es} W Z R_t A_i S_t}$$

この式において、q、Qu、Fes、W、Z、Rt、Ai及びStは、それぞれ次の数値を表すものとする。

q 各階の保有水平耐力に係る指標

Qu ロに定める Qu の数値

Fes イに定める Fes の数値

W ロに定める W の数値

Z イに定める Z の数値

Rt イに定める Rt の数値

Ai ロに定める Ai の数値

St 建築物の構造方法に応じて定まる数値で、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては○・二五、その他の構造方法にあつては○・三とする。

三 建物に附属する組積造の塀についてはその前面道路に面する部分が次に掲げる基準に適合するかどうかを確かめ、別表第九により地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により塀の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。

ロ 次に掲げる基準に適合すること。

(1) 地震時に生じる力に対して、鉄筋等により壁の一体性が確保されていること。

(2) 地震時に生じる力に対して、鉄筋等により壁と控壁等の一体性が確保されていること。

(3) 壁及び控壁等の重量による復元モーメントと縦筋等による降伏モーメントの和が、地震時に生じる力により壁の基礎より上の部分において当該塀の面外方向に作用するモーメントを上回ること。

ハ 壁、控壁等及び基礎部の重量による復元モーメントと基礎根入れ部の周辺地盤等による抵抗モーメントの和が、地震時に生じる力により壁の面外方向に作用するモーメントを上回ること。

四 建築物の敷地については、次に掲げる基準に適合するかどうかを確かめること。

イ 高さが二メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地にあつては、当該擁壁が次の基準に適合すること。ただし、当該擁壁の崩壊が、周囲の建築物に被害を与えるおそれがなく、かつ、当該擁壁が崩壊する場合においても当該敷地内の建築物の基礎が地震時に生じる力を地盤に安全に伝えることができることを確かめられる場合は、この限りでない。

(1) 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。

(2) 石造の擁壁にあつては、裏込めにコンクリートを用いること等により、石と石とを十分に結合したものであること。

(3) 擁壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等を詰めること等の措置が講じられていること。

(4) 擁壁が垂直方向に増設されている場合にあつては、当該擁壁全体が地震時に生じる土圧等により崩壊しないことが構造計算等により確かめられたものであること。

ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地にあつては、次のいずれかの基準に適合すること。

- (1) イ(1)から(4)までに掲げる基準に適合する擁壁の設置その他安全上適当な措置が講じられていること。
 - (2) 当該敷地内の建築物について、がけから安全上支障のない距離が確保されていること等により、被害を受けるおそれのないことが確かめられること。
- ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地にあつては、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じることがないように適当な地盤の改良等が行われていること。

第二 建築物の耐震改修の指針

建築物の耐震改修は、耐震診断の結果に基づき、当該建築物及びその敷地が第一に定める地震に対して安全な構造となるように、当該建築物の構造耐力上主要な部分、建物に附属する組積造の壁及び当該建築物の敷地について、次に掲げる基準に適合する方法によって行うものとする。

- 一 建築物を使用しつつ耐震改修を行う場合にあつては、構造耐力上主要な部分を釣合よく配置し、地震の震動及び衝撃に対して一様に当該建築物の構造耐力が確保されるものとする。
- 二 耐震改修による地盤の沈下又は変形に対して、建築物の基礎を構造耐力上安全なものとする。
- 三 木造の建築物等にあつては、前二号に適合するほか、次の方法によること。

イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、軸組を構成する柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材に合板をくぎで打ち付けること等によって軸組を補強すること。

ロ 筋かい^イは、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結し、構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結すること。

ハ 地盤の沈下又は変形に対して、構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部、土台及び基礎が構造耐力上安全なものとなるように、当該柱の下部若しくは土台を基礎に緊結し、足固めを使用し、又は基礎を鉄筋コンクリートで補強すること。

ニ 外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分又は柱、筋かい及び土台のうち、地面から一メートル以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、白蟻^{あり}その他の虫による害を防ぐための措置を講ずること。

四 鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物の鉄骨造の部分については、第一号及び第二号に適合するほか、次の方法によること。

イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、筋かいを補強し、又は増設すること。この場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないものとする。

ロ 柱若しくははり又はこれらの接合部が、局部座屈、破断等を生ずるおそれのある場合においては、これらの部分を添板等によって補強すること。

ハ 柱の脚部の基礎との接合部において、アンカーボルトの破断、基礎の破壊等の生ずるおそれのある場合においては、当該柱の脚部を鉄筋コンクリート造の基礎に埋め込むこと等によって当該接合部を補強すること。

ニ 腐食のおそれのある部分に使用する鋼材には、有効な錆^{さび}止めを講ずること。

五 鉄筋コンクリート造等(組積造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造をいう。以下この号において同じ。)の建築物又は鉄筋コンクリート造等とその他の構造とを併用する建築物(いずれも建物に附属する組積造の塀を除く。)の鉄筋コンクリート造等の部分にあつては、第一号及び第二号に適合するほか、次の方法によること。

六 建物に附属する組積造の塀にあつては、第一号及び第二号に適合するほか、塀に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、一体性の確保及び転倒防止のための補強又は高さの低減等を行うことその他安全上必要な措置を講ずること。

イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、壁を厚くすること等により補強し、又は壁若しくは鉄骨造の筋かいを増設すること。

ロ 柱がせん断破壊等によって急激な耐力の低下を生ずるおそれのある場合には、当該柱に鋼板を巻き付けることその他の靱性^{じんせい}をもたせるための措置を講ずること。

七 建築物の敷地にあつては、次の方法によること。

イ 高さが二メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地であつて、当該擁壁の崩壊により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、当該擁壁について、地盤アンカー一体、格子状に組み合わせた鉄筋コンクリート造の枠等を用いて補強すること。

ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地であつて、がけ崩れ等により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、新たに擁壁を設置すること、

イに定める方法により擁壁を補強すること、がけの下建築物にあっては土砂の流入を防止するための防護塀を設けることその他安全上必要な措置を講ずること。

ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地であって、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じるおそれのある場合においては、締固め等により地盤の改良を行うこと、当該建築物の基礎の構造を鉄筋コンクリート造のべた基礎とすることその他安全上必要な措置を講ずること。

八 前各号に定めるもののほか、建築物が地震に対して安全な構造となるように有効な措置を講ずること。

別表第一

構造耐震指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	I _w が〇・七未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(二)	I _w が〇・七以上一・〇未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(三)	I _w が一・〇以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、I _w は、構造耐震指標を表す数値とする。		

別表第二

	軸組の種類	倍率
(一)	塗り厚が九センチメートル以上の土塗壁(中塗り土の塗り方が両面塗りのものに限る。)	三・九
(二)	厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材又は径九ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組(筋かいの端部の接合が平成十二年建設省告示第千四百六十号(以下「告示第千四百六十号」という。)第一号の規定に適合しないものに限る。)	一・六
(三)	厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組(筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第一号の規定に適合しないものに限る。)	一・九
(四)	厚さ四・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組(筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第	二・六

	一号の規定に適合しないものに限る。)	
(五)	九センチメートル角以上の木材の筋かいを入れた軸組(筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第一号の規定に適合しないものに限る。)	二・九
(六)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付け、これにラスシート、ワイヤラス又はメタルラスを止め付けたモルタル塗りの壁を設けた軸組	一・六
(七)	柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材の片面に窯業系サイディングをくぎ又はねじ(JIS A五五〇八(くぎ)——一九九二に適合するGNF四〇、GNC四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組	一・七
(八)	厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートル以上の木材を五十センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた土台その他の横架材にくぎ(JIS A五五〇八(くぎ)——一九九二に適合するN五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた胴縁に窯業系サイディングをくぎ又はねじ(JIS A五五〇八(くぎ)——一九九二に適合するGNF四〇、GNC四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組	一・七
(九)	柱及び間柱の片面にせっこうボード(JIS A六九〇一(せっこうボード製品)——一九九四に適合するせっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。以下この表において同じ。)をくぎ又はねじ(JIS A五五〇八(くぎ)——一九九二に適合するGNF四〇、GNC四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組	一・二
(十)	厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートルの木材を三十一センチメートル以下の間隔で柱及び間柱にくぎ(JIS A五五〇八(くぎ)——一九九二に適合するN五〇又はこれと同等以上の品質	一・二

	を有するものに限る。)で打ち付けた胴縁に、せっこうボードをくぎ又はねじ(JIS A五五〇八(くぎ)——一九九二に適合するGNF四〇、GNC四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組	
(十一)	厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ(JIS A五五〇八(くぎ)——一九九二に適合するN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた受材(くぎの間隔が三十センチメートル以下のものに限る。)及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、せっこうボードをくぎ又はねじ(JIS A五五〇八(くぎ)——一九九二に適合するGNF四〇、GNC四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組	一・三
(十二)	構造用合板(構造用合板の日本農林規格(昭和五十一年農林水産省告示第八百九十四号)に規定するもの(屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁に用いる場合は特類に限る。))で厚さが七・五ミリメートル以上のものに限る。)を柱及び間柱にくぎ(JIS A五五〇八(くぎ)——一九九二に適合するN五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除きくぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組	二・五
(十三)	化粧合板で厚さが五・五ミリメートル以上のものを柱及び間柱にくぎ(JIS A五五〇八(くぎ)——一九九二に適合するN三八又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組	一・四
(十四)	厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ(JIS A五五〇八(くぎ)——一九九二に適合するN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた受材(くぎの間隔が三十センチメートル以下のものに限る。)及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、化粧合板で厚さが五・五	一・〇

	ミリメートル以上のものをくぎ(JIS A五五〇八(くぎ)——一九九二に適合するN三八又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組	
(十五)	令第四十六条第四項の表一の(一)から(八)まで又は(一)から(十四)まで掲げる壁又は筋かいを併用した軸組	併用する軸組の令第四十六条第四項の表一の(一)から(八)までの倍率の欄に掲げる数値に一・九六を乗じた数値又は(一)から(十四)までの倍率の欄に掲げる数値の和(当該数値の和が九・八を超える場合は九・八

別表第三——

壁強さ倍率	基礎の仕様	壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法	低減係数
-------	-------	---------------------	------

二・五未満	鉄筋コンクリート造の べた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合 する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合し ない場合であって、告示第千四百六十 号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接 合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合し ない場合であって、告示第千四百六十 号表三(い)に掲げる接合方法とした もの(当該軸組を含む面内にある軸組 のうち、端部の柱が通し柱の場合に限 る。)	〇・七
		その他の接合方法としたもの	〇・七
	著しいひび割れのある 鉄筋コンクリート造の べた基礎若しくは布基 礎、無筋コンクリート造 の布基礎又は玉石基礎 (柱脚に足固めを設け たものに限る。)	告示第千四百六十号第二号に適合 する接合方法としたもの	〇・八五
		告示第千四百六十号第二号に適合し ない場合であって、告示第千四百六十 号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接 合方法としたもの	〇・八五
		告示第千四百六十号第二号に適合し ない場合であって、告示第千四百六十 号表三(い)に掲げる接合方法とした もの(当該軸組を含む面内にある軸組 のうち、端部の柱が通し柱の場合に限 る。)	〇・七
		その他の接合方法としたもの	〇・七
二・五以上 四・〇未満	その他の基礎	—	〇・七
	鉄筋コンクリート造の べた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合 する接合方法としたもの	一・〇

		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・八
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・六
		その他の接合方法としたもの	○・三五
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。)	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・七
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・六
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・五
		その他の接合方法としたもの	○・三五
その他の基礎	—	○・三五	
四・〇以上 六・〇未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百	○・六五

		六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・四五
		その他の接合方法としたもの	○・二五
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。)	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・六
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・四五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・三五
		その他の接合方法としたもの	○・二五
	その他の基礎	—	○・二五
	六・〇以上	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	
		告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・五

		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・三五
		その他の接合方法としたもの	○・二
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。)	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・六
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・三五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・三
		その他の接合方法としたもの	○・二
	その他の基礎	—	○・二
この表において、最上階の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。			

別表第三一二

壁強さ倍率	基礎の仕様	壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法	低減係数
二・五未満	—	—	一・〇
二・五以上 四・〇未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇

		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	一・〇	
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	〇・八	
		その他の接合方法としたもの	〇・八	
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。)	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	〇・九	
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	〇・九	
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	〇・八	
		その他の接合方法としたもの	〇・八	
	その他の基礎	—	〇・八	
	四・〇以上 六・〇未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
			告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百	〇・九

		六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	〇・七
		その他の接合方法としたもの	〇・七
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。)	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	〇・八・五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	〇・八
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	〇・七
		その他の接合方法としたもの	〇・七
その他の基礎	—	〇・七	
六・〇以上	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	〇・八

		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・六
		その他の接合方法としたもの	○・六
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。)	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・八
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・七
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・六
		その他の接合方法としたもの	○・六
	その他の基礎	—	○・六
この表において、地階を除く階数が三の建築物の二階部分の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。			

別表第四

側端部分の壁 量充足率	上欄の側端部分の反対側の側端部分の壁 量充足率	直上階の床の仕様	低減係数
○・三三未満	○・三三未満	—	一・〇
	○・三三以上○・六	横架材に合板を釘打ちしたもの又は	○・七

	六未満	これと同等以上の性能を有するもの	
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	〇・五
		その他の仕様	〇・三
	〇・六六以上一・〇未満	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	〇・六
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	〇・四五
		その他の仕様	〇・三
	一・〇以上	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	〇・六
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	〇・四五
		その他の仕様	〇・三
〇・三三以上 〇・六六未満	〇・三三以上〇・六六未満	—	一・〇
	〇・六六以上一・〇未満	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	〇・八
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	〇・八
		その他の仕様	〇・七五
	一・〇以上	—	〇・七五
〇・六六以上	〇・六六以上	—	一・〇
この表における壁量充足率の算定方法については、平成十二年建設省告示第千三百五十二号第一号及び第二号の規定を準用する。この場合においては、同告示第一号中「令第四十六条第四項の規定の表一の数値」とあるのは「令第四十六条第四項の規定の表一の数値に一・九六を乗じたもの又は別表第二の数値」と、「同項の表二の数値」とあるのは「別表第五の数値」と、それぞれ読み替えるものとする。			

別表第五

建築物の種類	単位床面積当たりの必要保有耐力(一平方メートルにつき)
--------	-----------------------------

		キロニュートン)					
		階数が一 の建築物	階数が二 の建築物 の一階	階数が二 の建築物 の二階	階数が三 の建築物 の一階	階数が三 の建築物 の二階	階数が三 の建築物 の三階
(一)	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	〇・六四	一・四一	〇・七八	二・〇七	一・五九	〇・九一
(二)	(一)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	〇・二八	〇・八三	〇・三七	一・三四	〇・九八	〇・四三
(三)	(一)及び(二)に掲げる建築物以外の建築物	〇・四	一・〇六	〇・五三	一・六六	一・二五	〇・六二
この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。							

別表第六

構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	I_s が〇・三未満の場合又は q が〇・五未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(二)	(一)及び(三)以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(三)	I_s が〇・六以上の場合で、かつ、 q が一・〇以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、I_s及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。 I_s 各階の構造耐震指標 q 各階の保有水平耐力に係る指標		

別表第七

架構の種類		鉄骨造の架構のFi の数値
(一)	柱及びはりの座屈が著しく生じ難く、かつ、これらの接合部筋かいの接合部及び柱の脚部の基礎との接合部(以下この表において「接合部」という。)の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの	四・〇
(二)	柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの	三・〇
(三)	柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が生じ難いこと等のため、耐力が急激に低下しないもの	二・五
(四)	接合部の破断が生じ難いが、柱及びはりの座屈が生じ易いこと等のため、耐力が低下するもの	二・〇
(五)	柱及びはりの座屈が生じ易く、かつ、接合部に塑性変形が著しく生じ易いこと等のため、耐力が急激に低下するもの	一・五
(六)	接合部又は筋かいの破断が生じ易いもの又は(一)から(五)までに掲げるもの以外のもの	一・〇
この表において、 Fi は、架構の ^{じん} 靱性を表す数値とする。		

別表第八

柱又は壁の種類		鉄骨鉄筋コンクリート造の柱又は壁のFiの数値	鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の柱又は壁以外の柱又は壁のFiの数値
(一)	せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い柱	三・五	三・二
(二)	せん断破壊が著しく生じ難いはりに専ら塑性変形が生ずる架構の柱	三・五	三・〇
(三)	せん断破壊が生じ難いため、塑性変形の度が高い柱	二・四	二・二
(四)	せん断破壊が生じ易いはりに専ら塑性変形が	二・〇	一・五

	生ずる架構の柱		
(五)	塑性変形の度は高くないが、せん断破壊が生じ難い柱	一・三	一・三
(六)	せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い柱	一・三	一・〇
(七)	せん断破壊が著しく生じ易いため、耐力が急激に低下する柱	一・〇	〇・八
(八)	基礎の浮き上がり等により回転変形を生ずる壁	三・五	三・〇
(九)	せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い壁	二・五	二・〇
(十)	せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い壁	一・三	一・〇
この表において、 F_i は、架構の ^{じん} 靱性を表す数値とする。			

別表第九

(平三〇国交告一三八一・追加)

	別添第一第三号に掲げる基準への適合性	塀の地震に対する安全性
(一)	別添第一第三号に掲げる基準のいずれかに適合しない場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(二)	別添第一第三号に掲げる基準のいずれにも適合する場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。